

第一類
第一號
衆議院
第六十六回國會
内閣委員會 議錄 第十三号

(第一類 第一號)

(一一五)

委員會議錄第十三號

會議

錄
第
十
三
號

平成十九年四月十八日(水曜日)

出席委員

理事 木村 勉君 理

理事 平井たくや君 理

伊藤忠彦君

谷本 龍哉君

長崎幸太郎君

牧原秀樹君

小川 淳也君

渡辺
周君

—

內閣府副大臣

內閣府大臣政務官

(內閣官房内閣審議官)

政府参考人

政府参考人
司閣府公務員三等委員

事務局長
政府参考人

(總務省郵政行政局長)

第一類第一號 內閣委員會

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 平成十九年四月十八日

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官井手憲文君、大藤俊行君、鈴木正徳君、内閣府公益認定等委員会事務局長戸塚誠君、総務省大臣官房審議官榮畠潤君、郵政行政局長須田和博君、財務省大臣官房参考官香川俊介君、理財局次長小手川大助君、国際局次長玉木林太郎君、農林水産省大臣官房政策評価審議官中尾昭弘君、中小企業厅事業環境部長近藤賛二君、国民生活金融公庫総裁薄井信明君、理事山本繁君、農林漁業金融公庫総裁高木勇樹君、理事村田泰夫君、中小企業金融公庫副総裁横田捷宏君、理事塚原治君、国際協力銀行総裁篠沢恭助君及び理事近藤純一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。市村浩一郎君。

○市村委員 民主党的市村でございます。一時間賜りまして、質問させていただきます。

まず冒頭に、昨日凶弾に倒れられました、長崎市長であられた伊藤一長さんに対しまして、心からのお悔やみを申し上げるとともに、哀悼の意をささげたいと思います。

報道によりますと、何か犯行声明に近いものを報道機関に送つていたということもあるようあります。いかなる理由であれ、背後から問答無用に銃を撃つということは許されない行為であります。

特に、私たち政治家は、特に改革を志している者は、これまでの既存のあり方に對してそれで安住している人たちにとっては余りいい存在ではないということもあります。そうしたときに、問

答無用に消してしまえというのでは、これはもう社会が成り立たないということあります。二度とこういうことが起こらないように、かつ、こういうことがあつたとしても、我々は発言にいささかもちゅうちよすることなく改革に邁進していくべきだというふうに思つております。

渡辺大臣、きょう私は渡辺大臣に冒頭 大変感謝を申し上げたいと思って、きょうは質問をさせていただくことを喜びにしておりました。

なぜかと申しますと、この内閣委員会での議論を通じまして、非営利法人ということについて大分、NPOのことですけれども、議論をさせていただきました。最近の報道を見ますと、公益法人を含む非営利法人、こういう言い方が新聞、テレビに躍るようになつてきましたということがあります。まさにそうした、公益法人も実は非営利法人なんだ、NPOなんだという概念がしつかりしないと、何かNPOと公益法人は別物かのような、またNPOは別物かのような話があるとすると、やはり議論が散漫になりますし、聞いていても一体何のことかわからぬといふことがあつたわけですけれども、私は、渡辺大臣初め林副大臣が内閣でかなりそうした、あるべき主張をしていましたが、そのものだというふうに、あの報道から感じ取つておりまして、大変いい流れになつてきました。

けれども、非営利法人という概念において、NPOですね、これが本当のNPOですから、非営利法人という概念においてこれからもしつかりと議論が進められるなどを心から祈つておりますし、また、大臣の改革に対する思いというものをぜひとも貰いていただきたい、こういうふうに思つております。

ただ、一点、人材バンクのことになるんですが、ちよつときよは人材バンクのことではないんですけれども、せつかく大臣がいらっしゃいますので一点だけお聞きしたいのは、あれは例えば、ここに行きたないと自分で見つけてきた場合と

いうことは、要するにあつせんも受けないで、自分であるところへ行つて、ぜひとも自分を雇つてほんない、こういうことはもうできないということにいるのですが。登録をせずに自分であつちこつちに行つて見つけてきた、そして自分はそこに行くんだということは、これはもうできないということとの理解でよろしいのかどうか、ちよつとまず大臣にお聞きしたいと思います。

○渡辺国務大臣 現職職員の求職活動につきましては、今回の法案では規制をいたしております。現職職員がみずから職務と利害関係を有する一定の営利企業等、非営利法人も含むということです。ございますが、営利企業等に対し求職活動を行うことを規制する。政府・与党の合意文書にもそう書かせていただいております。したがつて、原則は規制をされるということであります。

○市村委員 そのときに、私は非営利法人という言葉を使って、いたいたのを大変うれしく思つておるんですが、非営利法人といいましても、それこそ大変幅広い概念でありますし、幅広いものを含むものであります。例えば、特定非営利活動法人で一生懸命地域で頑張つているようなところがあつて、退職後に、まあ余り給料も高くないけれども、自分の行政経験を生かして地域のためにそ

ういうところで働きたい、もし、こういうふうな思いを持つた方がいらっしゃった場合、そうした小さな特定非営利活動法人まで含んで人材バンクに登録をした上で行かなくちゃいけないのか、このういうことにもなつてくるわけですね。

○渡辺国務大臣 ですから、公益法人とか、割と規模のでかい、特に公益法人のようなどころについてはわかるんですね。だから、公営法人とか、割と規模のでかい、政策金融として実施すべきものは、今回の公庫法で一つにいたします。このような改革によつて、官から民へお金がシフトをしていくという効果を

見直し、廃止、民営化されるものは外に切り出してしまうわけでございます。一方、必要最小限の政策金融として実施すべきものは、今回の公庫法で一つにいたします。このように改革によつて、これは、入り口・中間、出口の財投全体の改革の中では出口の改革であると言つていいかと存じます。

○市村委員 まずは、出口改革であると明確に政府は位置づけられているということだと思いま

す。 法人であれば、えらい大層な話になつてゐるんだかなと。私としては、非営利法人という概念を言つてくれたのは大変うれしいんですけど、言つてくれたのは大変うれしいんですけど、それ

は、要するにあつせんも受けないで、自分であるところへ行つて、ぜひとも自分を雇つてほんない、こういうことはもうできないということにいるのですか。登録をせずに自分であつちこつちに行つて見つけてきた、そして自分はそこに行くんだということは、これはもうできないということとの理解でよろしいのかどうか、ちよつとまず大臣にお聞きしたいと思います。

○渡辺国務大臣 そのあたり、詳しい条文が手元にございませんのでちよつと正確さを欠くかもしれませんのが、政府・与党の合意文書では、こうし

ては、今回改めて、ぜひともさせてください。

○市村委員 ありがとうございます。

この話はまた改めて、ぜひともさせてください。

きょうは、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案についての話でござります。

まず、大臣、小泉内閣で、いわゆる郵政民営化

というのは入り口改革、こういう話だつたと思

います。 ますが、今回のこの法律案については、明確に出口改革というふうに位置づけてこ

の法律を出されているんであります。政府とし

ては、明確に出口改革というふうに位置づけてこ

の法律を教えてください。

○渡辺国務大臣 これは御指摘のように、財投の入り口、中間、出口と改革を進めてまいりましたが、その分類でいきますと、出口改革と我々は位

置づけております。

今この政策金融機関の持つている機能を抜本的に見直し、廃止、民営化されるものは外に切り出しまさうわけでございます。一方、必要最小限の政策金融として実施すべきものは、今回の公庫法で一つにいたします。このような改革によつて、官から民へお金がシフトをしていくという効果を

私どもとしては見込んでいたのでございま

す。

○市村委員 今お聞きしていますと、要するに私が申し上げたいのは、これはいわゆる入り口改革に対する出口改革だということで明確に位置づけられている、こういうことだつたんですが、今の話だとこれまでと資金調達のスキームはそう変わらない、こういうふうに聞こえるんですが、それ

は、いかにして資金を調達するということになつてゐるんでしようか。そのスキームについて教え

ていただきたいと存じます。

○大臣政府参考人 新公庫が担います業務は、政

策金融として国が引き続き責任を持つて実施して

いく業務でございます。このため、業務の円滑な

遂行に支障が生じないよう、これまでと同様に財

政融資資金の借り入れや政府保証債の発行が可

能となるよう、新公庫法案において所要の規定を措

置しております。

なお、新公庫におきましては、資産、負債の総

合管理の観点を踏まえまして、資金調達コスト、

期間、市場の状況等を勘案しつつ、財投機関債、

政府保証債、財政融資資金の借り入れ等を適切に組み合わせまして、予算、決算について国会での

御審議をいたいた上で、新公庫による効果的、

効率的な資金調達を図つていくということになり

ます。

○市村委員 では、その今おつしやつていただき

たことは、これまでのいわゆる入り口、出口とい

うことでのいろいろ問題視されたこととどう違うの

か、教えていただけますでしょうか。どこがどう

違うのか。

○大臣政府参考人 当然、財政融資資金について

の基本的な見直しといふものと平仄を合わせて対

応していくということになりますけれども、新公

庫の担う業務が政策金融として国が責任を持つて

実施していくことという業務でございますので、先ほ

ど申しましたように、手段といたしましては、財

政融資資金の借り入れ、政府保証債の発行は引き

続きできるということで措置しているものでござ

ります。

○市村委員 今お聞きしていますと、要するに私が申し上げたいのは、これはいわゆる入り口改革に対する出口改革だということで明確に位置づけられている、こういうことだつたんですが、今の話だとこれまでと資金調達のスキームはそう変わらない、こういうふうに聞こえるんですが、それ

は、いかにして資金を調達するということになつてゐるんでしようか。そのスキームについて教え

ていただきたいと存じます。

○大臣政府参考人 新公庫が担います業務は、政

策金融として国が引き続き責任を持つて実施して

いく業務でございます。このため、業務の円滑な

遂行に支障が生じないよう、これまでと同様に財

政融資資金の借り入れや政府保証債の発行が可

能となるよう、新公庫法案において所要の規定を措

置しております。

なお、新公庫におきましては、資産、負債の総

合管理の観点を踏まえまして、資金調達コスト、

期間、市場の状況等を勘案しつつ、財投機関債、

政府保証債、財政融資資金の借り入れ等を適切に

組み合わせまして、予算、決算について国会での

御審議をいたいた上で、新公庫による効果的、

効率的な資金調達を図つていくということになり

ます。

で私の認識は正しいんでしょうか。それとも、いやいや、これまでとは全然違つておりますということなんでしょうか。どつちなんでしょうか。

○大蔵政府参考人 手段いたしましてはそういうものを可能としておりますけれども、そういう中で、ALMの観点等も含めまして、一元的にできるだけ効率的な資金調達を図つていくということでおございますので、基本的には大きな変化があるものと考えております。

○市村委員 結局、いわゆる政策金融という形について言えば、財政投融資資金に依存するという体質の方については変わらない、こういうことなわけですね。

そうすると、大臣、出口改革と名づけられていうことなんですが、何が変わるとということを考えればいいんでしょうか。つまり、資金調達スキームはそう変わらない、政策金融は残ると。まあ、規模がちっちゃくなるから変わるということもかもしませんが、出口改革、こう明確に位置づけられているということであれば、それがではちょっととやはり何かおかしいぞという疑問が出てくるんですが、大臣としては、これについてはどう整合性をとられて出口改革、このようにおっしゃつておられるんでしようか。

○渡辺国務大臣 まず、かつて大変大きくなつた度を持つておりました政策金融の世界を、とにかく、小さくて効率的で、かつ民業補完に徹する、必要最小限のものは残しますけれどもそういう方向性を持つた出口改革であるということでござります。

資金調達の面におきましても、従来、自動預託義務というのがありました財投の世界を、自動預託義務を廃止し、そして財投機関債をふやしていくということをやつてきているわけでございまして、こつちの方は、引き続き財投機関債はふやしていきましょうということを考えているわけでござります。

○市村委員 わかりました。

巨大だつたものは、整理してある程度規模を小さくするといいますか、整理することによって政策金融のあり方についてもつと効率化を図つています。

では、今回、統合がされる。まさに大臣おっしゃつたように、巨大化したものを見直していかなければいけないんだよ、そこには統合があるということだと思いますが、その統合のメリットというものを当然お考えにならねばならないと思います。

○市村委員 今おつしやつていただいたことは一般的に、いわゆる統合があつた場合のメリットだというふうに思います。

では、ちょっとと具体的に教えていただきたいんです、例えば、現在職員は八千人いらっしゃるんですね、これが一体どれだけ削減できるのか。つまり、人を切ると言つてはいけないかもしれませんけれども、それをしないとした場合でも、では、人件費をどれだけ削減できるのか。支店を改編するとおっしゃいましたが、どれぐらいにしていくべきか。つまづいて、それをどれぐらいにしていくべきか。

○大蔵政府参考人 現行の四機関を一つの政策金融機関に統合する主なメリットといつてしましては、次のような点が挙げられるものと考えております。

まず第一に、管理部門等の共通する業務の一元化や、同一地域に複数の支店が存在するような場合に、統合する等によりまして、役職員数の縮減、経費の節減を図るということござります。

第二に、新公庫が一元的、効率的に資金調達を実施することによりまして、資金調達コストの低減を図るといいます。

第三に、業務に関するノウハウの共通等によりまして、新規創業の支援や事業再生支援といったことを進めていくといいます。

また、新公庫の役職員数の縮減につきましては、また、経営コンサルティングでありますとかビジネスマッチング等、従来の垣根を越えた幅広いサービスの提供に取り組むということでございます。

それから、第四でございますけれども、支店統合によりまして、主要な支店において新公庫のすべての金融サービスに関するワンストップサービスを提供する。また、全支店におきましてすべてのサービスに関する情報提供体制を整備するといいます。

これらの項目に取り組むことによりまして、業務の効率的な運営を図り、最大限の効果を上げていくことが重要であると考えているところでございます。

これららの項目に取り組むことによりまして、業務の効率的な運営を図り、最大限の効果を上げていくことが重要であると考えているところでございます。

このような具体的な目標につきましては、新公庫の経営責任者によく検討していただくことになります。まず、行革推進法に基づく総人件費改革によりまして、五年間で5%以上の人員の純減または人件費の削減を行うということでございます。これに加えまして、本店の間接部門の一元化等によりまして、円滑な業務遂行に必要な職員は確保しつつ、五年間で5%以上という目標を上回るさらなる縮減の努力を行つていただきたいというふうに考えているところでございます。

このような具体的な目標につきましては、新公庫の経営責任者によく検討していただくことになります。まず、行革推進法に基づく総人件費改革によりまして、五年間で5%以上の人員の純減または人件費の削減を行うということでございます。これに加えまして、本店の間接部門の一元化等によりまして、円滑な業務遂行に必要な職員は確保しつつ、五年間で5%以上という目標を上回るさらなる縮減の努力を行つていただきたいというふうに考えているところでございます。

いる場合、あるいは借りてあるような場合、区々でございます。それぞれの地域で、統合するに当たりましてできるだけ効率的な、できるだけコストの低いやり方でいくという方針で検討をしていとところでございます。

ちなみに、三十五億の内訳でございますけれども、このうち八・五億円が統合店舗移転等に伴う仮店舗の借料ということでございますので、店舗を借りるということが最も効率的であるということで措置したものでございます。

それから、二十六・四億円というのが、これが店舗統合を実施するために必要な固定資産の取得費ということでございますので、土地を手当てして新たな統合店舗を準備する、整備するということでございます。

いずれにしても、統合に当たりましては、できるだけコストを小さく済むようにという基本方針のもとで今後対応していく必要があると考えております。

○市村委員 なるほど。統合メリットについてお話しのとおりですけれども、やはり考えておられる点は、今、多少具体的な話もしていただきましたけれども、これからいろいろとやはり考えていかなくちゃならないことがある、こういうことで、今お話しのあつたようなことが今年度で具体化するということですけれども、これからいろいろと進めていくということの理解でよろしいでしょうか。

○大藤政府参考人 二十年十月の統合に向かいまして、これから統合の計画を鋭意具体化して、統合効果を出していくわけでございますので、これからそういうことで取り組んでまいります。

○市村委員 それから、国民生活金融公庫でありますけれども、これは今どうも多額の累積欠損を抱えていると言われていますが、大体どれくらい抱えているんでしょうか。

○香川政府参考人 国民生活金融公庫の財務状況でございますが、法令等に基づき作成しております法定の財務諸表では、資本超過でございます。

一方、民間企業会計ベースに置きかえた場合は、平成十七年度末におきまして一千六十九億円

の債務超過でございます。

○市村委員 今、民間のベースでいくと一千六十九億円の債務超過でございますが、これは統合した場合にこの債務について、例えば国際協力銀行の国際金融の方については統合されるわけですから、こういう多額の余剰金を保有する機関と統合することで見かけ上の財務状況がごまかされないか、こういう懸念があるというごとらしいのですが、これについてはどういうふうにお答えになりますでしょうか。

○大藤政府参考人 新公庫につきましては、国民公庫が従来抱つてきただよな零細事業者への貸し付けから国際金融に至るまで、多様な分野の政策金融を担つております。それから、必要に応じて公的負担もしているところでございます。

このため、業務実施につきましては、それぞれの政策分野に責任を持つ主務大臣が責任を持って監督していくこととともに、各政策の適切な実施と透明性の確保を図る観点から、主要政策ごとに勘定区分を行うこととしております。国民生活金融公庫から承継する業務とその他の業務等につきましては、それぞれ勘定区分を設けましては、それら勘定区分ととともに、各政策の適切な実施と透明性の確保を図ることになりますので、互いに損益が通算されるようなことはないと

いえども、これからいろいろとやはり考えていかなくちゃならないことがある、こういうことで、今お話しのあつたようなことが今年度で具体化するということですけれども、これからいろいろと進めていくということの理解でよろしいでしようか。

○大藤政府参考人 二十年十月の統合に向かいまして、別々の勘定で経理されることになりますので、互いに損益が通算されるようなことはないと

いえども、これからいろいろと進めていくということの理解でよろしいでしようか。

○市村委員 なるほど。統合メリットについてお話しのとおりですけれども、やはり考えておられる点は、今、多少具体的な話もしていただきましたけれども、これからいろいろとやはり考えていかなくちゃならないことがある、こういうことで、今お話しのあつたようなことが今年度で具体化するということですけれども、これからいろいろと進めていくということの理解でよろしいでしようか。

○大藤政府参考人 二十年十月の統合に向かいまして、これから統合の計画を鋭意具体化して、統合効果を出していくわけでございますので、これからそういうことで取り組んでまいります。

○市村委員 それから、国民生活金融公庫でありますけれども、これは今どうも多額の累積欠損を抱えていると言われていますが、大体どれくらい抱えているんでしょうか。

○香川政府参考人 国民生活金融公庫の財務状況でございますが、法令等に基づき作成しております法定の財務諸表では、資本超過でございます。

一方、民間企業会計ベースに置きかえた場合は、平成十七年度末におきまして一千六十九億円

は、区分経理を行うことによって、それぞれの部門がきちんと効率性を發揮してやつもらつ。どんどん赤字を膨らませていつて、黒字部門と通算して全体として黒字だから大丈夫だというモラルハザードが起きないように区分経理をするわけでございます。したがつて、こうした区分経理といふのは、政策目的ごとではございますが、分別管理の必要性があつてやる話なので、合理性があると考えております。

いずれにいたしましても、統合効果を最大限発揮しまして、会社法のもとに強力なガバナンスを構築してやつてまいりたいと考えております。○市村委員 ぜひとも今おつしやつたようなことで、統合メリットを生かしていただきなど本当に私も思います。

ただ、そうはいいましても、例えば国民金融公庫、いわゆる国金というものが果たしてきた役割ということについてちよつと議論をしてみたいんですけれども、まずは国民金融公庫が抱えていよいわゆる不良債権の比率というのは大体どれくらいなんでしょうか。

○香川政府参考人 国民生活金融公庫の不良債権比率についてのお尋ねですが、金融再生法開示債権ベースの不良債権残高は、平成十七年度末で約八千二百億円、比率としては九・一%となつております。

○市村委員 この九・一%という数値は、例えば都市銀行もしくは地銀と比較して大きいんでしょうか。小さいんでしょうか。

○香川政府参考人 不良債権の比率でございますが、先ほどの九・一%と申しますのは、都市銀行の一・八%に比べれば大きな数字でございますし、信用金庫の七・一%よりもやや大きい、それいわゆる縦割りの弊害というのを私たちは考えなきゃいけないんですが、では、その縦割りについて、これはある意味では温存されるというふうに理解をしてよろしいでしようか。どうでしようか。大臣、いかがでしようか。

○渡辺国務大臣 縦割りを温存するというよりは、調達を、いわゆる市場でそのまま得るというは

難しいといった場合に、国金の果たしてきた役割というのはかなりあつたのではないかというふうに思うんですね。もちろん、それが結果として、中には、いや、あんなもの返さなくていいんだと言つていたような人も、そんな声も聞いたことがあります。たぶん、それが結果として、そのうちに、頑張つていううちにまた業績が好転したら返すことができたというようなことを保証することによって借り入れができるということ。

国金の場合は、なかなか取り立てといいますか、返せない場合に、そう簡単にさあ返せ、返せといつたことはしてこなかつたと私は思つていますし、そのうちに、頑張つていううちにまた業績が好転したら返すことができたというようなことをでも国金が果たしてきた役目があつたんじゃないかなと思います。これも、やはり社会の安定装置として、いわゆるコストでははかれないこともあつたのではないかというふうに私は思つてゐるんですね。

それが、今回統合をされる日本政策金融公庫となつた場合には、いわゆる貸し済りといいますか、もう今までとは違つんだよ、今までの国金とは違うんだからと。勘定は別ですから国金のような性格のものは区分としては残るということですけれども、これからはちよつとコスト意識を持たなければ、これからはちよつとコス

これはどうですか、大臣、國金が果たしてきた役割のようなものが、今後この新しい日本政策金融公庫になると、なかなか、いや、やはりそうはいつてもコストなんだから、コスト意識を持つてもらわなくちゃいけないんだから、これまでのようにはいかぬぞということなのか。いや、それなりにやはり政策金融というもののを残す以上、そういったことについても、もちろん最初から返すつもりもないような人に対しても温情を示すということではないんです、ある程度の、一生懸命頑張りながら、しかし一時的に大変苦しい状況になつたときに、どこも貸してくれないけれども最後、国金が何とか信用を保証してくれて融資が得られた、ここでとりあえず息をつけたということに関して、これはもうこれからは残念ながらいぞ、こういう話なんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○渡辺國務大臣 行政改革推進法の第十三条でござりますが、現行政策金融機関の利用者について

は、その利益が不當に侵害されないようにするために規定をいたしております。したがつて、今委員御指摘の貸しはがしとか貸し渋りとか、そういった不適切な扱い、利用者が不利益を受ける扱いがないよう契約条件はしっかりと行われるものと考えております。

○市村委員 これはここでこの間からも議論をしておりますが、結局、この日本という国は、資金調達のあり方というときに、株式会社でありながらも上場を目指さない株式会社がたくさん、ほとんどであつて、いわゆる間接金融の世界、直接金融ではなくて間接金融の世界で特に中小企業はこれまで融資を得てきた、こういうことだというふうに思います。

ですから、もし直接金融の世界が、例えば株式市場がもっと活性化していくということが一方であれば、そつちで頑張ってください、どんどん上場を目指してそこで資金調達をしてくださいといふような社会であれば、それはそれで一つかもしませんが、どうやらそうじやない。だか

ら、この間もありましたように、株式会社から株式会社への寄附に苦心の作だと大臣はおっしゃいましたけれども、それも何かありなのかななど思えてしまったような日本の社会のあり方というようなことになつてているんですね。

そのときに、結局、國金とか中小企業金融公庫の果たしてきた役割というのが、一方でももちろんそれを悪用しようという人もいたかもしれません

が、やはり一定の役割はあつたと私は思つてゐるんですね。特に、日本にこれだけ中小企業がたくさんあるというのは、やはり一方でその陰に金融ということとの世界がちゃんとあるからこそだと私は思います。

今回、それが統合されるということで、大臣は今、いや、貸し渋りや貸しはがしは起きないといふことでおつしやつたわけでありますけれども、しかしながら、やはりコスト意識を持てと言われるが、いや、コスト意識を持たなければいかぬと思いつめたときに、やはりこれまでとは違うといふふうになつてくると、これまで果たしてきた役割がなくなる。先ほどから申し上げているように一方で直接金融の世界がちゃんとしつかりしていなければいけれども、それもない。

そうすると、中小企業に一体だれがお金を貸すのか、だれが融資をするのか、中小企業はどうリスクをとれなくなつてしまつてゐるという状況のもので、政策金融はまさに民間のとれないリスクをとつて資金を供給してきただといふことが言えます。そこでございまして、そういつた政策金融の民間の金融機関が資本不足というとんでもない事態に直面をしたことは、ついこの間、記憶に新しく思ひ始めたときに、やはりこれまでとは違つといふところでございます。そういうときに、民間が

リスクをとれなくなつてしまつてゐるという状況のもので、政策金融はまさに民間のとれないリスクをとつて資金を供給してきただといふことが言えます。そこでございまして、そういつた政策金融の民間の金融機関が資本不足というとんでもない事態に直面をしたことは、ついこの間、記憶に新しく思ひ始めたときに、やはりこれまでとは違つといふふうになつてくると、これまで果たしてきた役割がなくなる。先ほどから申し上げているように一方で直接金融の世界がちゃんとしつかりしていなければいけれども、それもない。

一方、民間金融の方は、今大変な資金余剰の中でも、例えは協同組織金融機関においては預貸率が極めて低いといふ状況に直面をしております。どうやってこの余剰資金を運用していくか。中には、ちょっとハイリスクのものに手を出して大やけどをするなんというところが出てきたりしてい

るんですね。

したがつて、やはり金融機関というのはきちんとリスクをとる。もちろん、リスク管理はやつていいかなきやいけません。金貸しがリスクをとらないくなつちやつたら金貸しと言えないわけでございまして、民間にもきちんとリスクをとつていただ

NPOの状態も。だから、それと同じようなことになつて、結果は成り立たないということになつてしまつて、当初考へていたものとは違う話になつてしまつた。やはり日本の場合、中小企業が社会の、特に製造の現場で大きな役割を果たしてき

ています。そこでこれを考へたときに、大変危惧するものがあります。

だから、先ほどはちょっと明確にはお答えいたしましたけれども、それも何かありなのかななど思えてしまつたような日本社会のあり方というようなことになつてしまつたんですね。

ですから、大臣、ぜひともここで、そういうた

ままで正常な状況ではないな。やはりリスクを見合つたプレミアムの世界があるはずなのであつたしてきただといふこと、もう一度大臣の御見解、評価をいただきながら、そして今後、日本政

策金融公庫になつた場合にその役割がどうなるか

について、デフレも大きな影響を及ぼしているわざでございますから、そういうことをも含めて、大いに改善の余地はあるのではなかろうかと考えております。

○渡辺國務大臣 政策金融が果たしてきた役割については、私も評価をいたしております。

特に、日本経済がデフレに陥りましたとして、日本の民間の金融機関が資本不足というとんでもない事態に直面をしたことは、ついこの間、記憶に新しく思ひ始めたときに、やはりこれまでとは違つといふふうになつてくると、これまで果たしてきた役割がなくなる。先ほどから申し上げているように一方で直接金融の世界がちゃんとしつかりしていなければいけれども、それもない。

一方、民間金融の方は、今大変な資金余剰の中でも、例えは協同組織金融機関においては預貸率が極めて低いといふ状況に直面をしております。どうやってこの余剰資金を運用していくか。中には、ちょっとハイリスクのものに手を出して大やけどをするなんというところが出てきたりしてい

るんですね。

したがつて、やはり金融機関というのはきちんとリスクをとる。もちろん、リスク管理はやつていいかなきやいけません。金貸しがリスクをとらないくなつちやつたら金貸しと言えないわけでございまして、民間にもきちんとリスクをとつていただ

るがございまして、いつも申し上げますように、金利の体系がちょっと日本独自の体系になつてい

るんですね。つまり、ローン残高と金利をグラフにしてみますと、こういう大きなこぶが二%前後

なつちやつて、二三%ぐらいのところに小さいこ

いうのは、悪用した人もいるかも知れなければ、も、あつたということだと思います。特に国金の職員の方が持っている地域の情報というか、地域の中小企業の情報というのは、私はなかなかこれ得がたいものだと思つていますし、こうした情報というのは、日本政策金融公庫になつてからもぜひとも生かしていただきたいというふうに思つたんですね。だから、政策金融公庫になつたから、もう昔の過去はどうとかということじゃなくて、やはりいいものは残していくことになつたらしいなというふうに思つてゐるわけであります。

あともうちよつとありますからやりますが、今回、まさに大臣が今手がけてゐる人材バンクですけれども、この日本政策金融公庫も対象ということがでよろしゅうござりますでしようか。

○渡辺國務大臣 今我々が考へて今国会に提出しようとしております国家公務員法の改正案では、各省のあつせんを全面的に禁止いたしております。なぜかといえば、各省が予算と権限を背景に人事の延長線として行うあつせんというものが、まさに天下りの本質だからでございます。

天下りといふのを広辞苑で引きますと、上から下に押しつけ的にはめ込む、ちょっと正確な表現ではないかもしませんが、そういう方式の再就職あつせん、再就職、こういう定義なんだろうと思ひますけれども、やはりこういう実態が大変な不信感を呼び起しているのは紛れもない事実でございますから、これを根絶していこうと考えまして、各省によるあつせんを全面禁止しようとうわけでございます。

一方、公務員は再就職しちゃいかぬ、あるいは公務員はとにかくハローワークに行きやいいじやないか、これもようつて非現実的な話でございまして、公務員と民間人とはいろいろな面で違いますけれども、失業保険があるけれども公務員の場合にはそれがないとか、あるいは、民間人にとっては

うらやましい限りかもしまれませんけれども、公務の中立性とか公正さを担保するため身分保障制度があるとか、いろいろな違いがございまして、なかなか民間人とイコールフルツティングの制度にはなつてないのが現実でございます。

そこで、公務員は一回公務員になつたら定年まで公務員だという単型の方も結構ござりますし、そういう方がいてもられないと困るわけでもございますが、一方、複線型の官民人材交流があつてもいいと思うんですね。官から民へ、民から官へ、民から官へ、官から官へというぐらいいに、人材がどんどん流動化をしていくことがまさに今の時代には大変重要なことだと考えます。

そこで、天下りを根絶する一方で、こうした官民人材交流を活発化させようというもろみで官民人材交流センターというものを創設するという決断に至つた次第でございます。

○市村委員 今大臣おつしやつたように、私も、とにかく流動性を高めていくというのは大賛成です。官民間わざ。どうも日本という社会は、特にこの数十年、流動性が大変低くなつてゐるんじやないかなというふうに思ひます。ですから、流動性の高い社会にして、一遍公務員になられた方

も、別に民間でまた働きたいと思つたら民間で働くいて、民間で働いているうちにやはり公務員としてまた働きたいなと思つたら戻れるような、そういうふうになつた方がいいんじゃないかなと思いますし、一たん採用したら一生そのままということもないかなといふふうになつた方がいいんじやないかなと思います。官民間わざ、ふさわしい人材をその役職につけていくことがやはり一番だろうと思います。

ただ、さつきから一番私が懸念しているのは、そのときに、政策金融というものが果たしてきた役割についてやはり理解をしっかりとした方でないと、余りコスト意識、コスト意識でやると、いわゆる政策金融が本来果たすべき役割についてちょうどと違う方向に行つて、大臣はないともつしやつたけれども、貸しはがしや貸し渋りというようなことがもし起つたとすると、日本の現在の社会を支えてくれている中小企業の皆さんにつきつて、公務員と民間人とはいろいろな面で違いますけれども、最後に、大臣と、せつかく副大臣、ちょっとときようあれですけれども、副大臣からも

れどもそういうふうな権益の温存がなされることはないというふうに、大臣の方から一言いただきます。

○渡辺國務大臣 天下り規制も行われ、かつ、度の新公庫法でも、どこぞの事務次官だから申し上げた行政推進法によつて、やつてはならぬ、こういう規定がございますので、どうぞ御安心をいただきたいと思います。

○林副大臣 ちよつと登録をしていただいておらなかつたようなのでござりますが、御指名でござりますので答弁をさせていただきます。御指名をありがとうございます。

まさに、大臣が今御答弁になつたように、委員の御指摘は、本当にずっとその大きなテーマについて我々も議論してきたというふうに思つております。政策金融の必要な機能は残さなきやいけないし、必要な機能は必ずこれらの中にある。しかし一方で、行革の観点等々でこれはやはりきちんと効率化していかなければいけない。先ほどから大臣の答弁がありますように、一見二律背反に見えるようなものをきちっとやつていただくというのがこの新しい公庫のリーダーシップに求められるということございますので、我々もきちっとそこを見てまいりたい、こういうふうに思つておるところでございます。

○市村委員 では終わります。ありがとうございます。

○河本委員長 次に、小川淳也君。

○小川(淳)委員 民主党の小川淳也でございます。大臣、何か遠いですね、この部屋は、いつもの部屋に比べると非常に遠いなという気がしますけれども、よろしくお願ひいたします。

私は、この法案に向き合ふに当たりまして、非常に取つ組みにくい法案だなという印象を受けております。と申しますのは、恐らく、政策金融の公的金融について、変えなければならない部分と変わつてはならない部分と、その両方が混在しているからだという気がいたしております。

この變えてはならない部分というの、たとえかかる批判にさらされようとも、本当に変えて

はならない、そこはむしろ相当な迫力というか自信を持つて御答弁なり法案の仕立てをいただきたい部分でありますし、逆に変えなければならない部分は、私は意外と器づくりは簡単だと思つんでありますが、器づくりができるも、それに本当に魂を吹き込むことは意外に難しいことだと。その辺の御認識も含めて御答弁をいただきたいと思っていました。

問題意識は、つまり、変えてはならないものまで変えようとしているんだろうかというのが一つの不安、本当に変えなければならない部分は本当に変えていただけるんだろうかという、この両面の不安が私たちの立場からすると混在しているという前提で、以下お尋ねを申し上げたいと思います。

冒頭、午前中の質疑の中で、大臣は盛んに住宅金融公庫の件を引いておられました。これは御通告申し上げておりませんが、もしあ答えになればその範囲で御所感をいただきたいと思いますが、まさに、住宅金融公庫は四月の一日から住宅金融支援機構に変わられたとお聞きをしておりまします。今申し上げました、これによって何が変わった、何が変わらないんですか。もしこの場で端的にお答えをいただけたうございました。

○渡辺国務大臣 詳しく勉強していないので正確さには欠けるかもしれません、もう既に、住宅金融公庫は、たしか直貸しからは撤退をしていると存じます。一方、証券化業務などは大いに活発にやつてきているのではないかと思います。

新しく支援機構になつて、こうした今まで過渡的な役割としてやつてきたものをより明確な形でやりになるのではないかと思います。直貸策的に支援していくという手段、方法はあるわけ

でございますが、まさしくそういう新しい手段、方針で住宅支援を行うものと存じます。

○小川(淳)委員 ありがとうございます。

直貸しでなくとも政策目的を遂行していき得る法で住宅支援を行つてくださいました。

ございます。そこで、これは今回のこの八機関の見直しについても、恐らく見直し、さら見直しがござりますが、まさに各省に戻つて再就職をあつせんしてもらうというようなインセンティブが強過ぎますと、これはシナジー効果を發揮しようがないわけでございまして、政治家レベルでは、私は大変にシナジー効果の発揮しやすい状況にあると考えております。

○小川(淳)委員 大変興味深い御答弁をありがとうございます。

これまでいろいろな機関の統廃合等は目にしました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合であったかと思います。

大臣は、午前中、またこれまでの質疑の中でも、盛んにシナジー効果、シナジー効果というふうに言いました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

補佐官まで含めれば十四名の国会議員、全部で二十一名の方々が入つておられる。中には、当然、現在大臣が所属しておられる内閣府には、渡辺大臣を含めて七名の大蔵、副大臣、政府官あるいは補佐官まで含めれば十四名の国会議員、全部で二十一名の方々が入つておられる。中には、当然、現も、盛んにシナジー効果、シナジー効果というふうに言いました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

大臣は、午前中、またこれまでの質疑の中でも、盛んにシナジー効果、シナジー効果というふうに言いました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

大臣は、午前中、またこれまでの質疑の中でも、盛んにシナジー効果、シナジー効果というふうに言いました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○小川(淳)委員 ありがとうございます。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○小川(淳)委員 ありがとうございます。

これまでいろいろな機関の統廃合等は目にしました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

大臣は、午前中、またこれまでの質疑の中でも、盛んにシナジー効果、シナジー効果というふうに言いました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○小川(淳)委員 ありがとうございます。

これまでいろいろな機関の統廃合等は目にしました。その中で、やはり一番大きなのは、まさに中央省庁の統廃合されました。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○香川政府参考人 開銀と北東公庫の統合についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成十一年に日本開発銀行及び北海道北東公庫が統合されたわけですが、統合前の平成十年度に比べまして、例えば店舗数は二十店舗から十九店舗へ、役職員数は千四百四人から千三百六十五人へ、それから融資残高は十九兆円から十三兆円へと伸びました。その結果、開銀と北東公庫の効率化、合理化の効果がどの程度出ているのか、あるいは、大臣のおっしゃるシナジー効果、相乗効果、この開銀と北東公庫の統合に関連してどの程度具体的に御説明できるものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

によつて、北東公庫のそれまでの経営責任があつたんじやないかという声も当時ありました。この点、まさに今、国際協力銀行とそれ以外の公庫との合併に関しては同じような批判があり得るわけあります。そうした声に対してどうお答えになられるか、大臣のお考へをお聞きしたいと思います。

○渡辺國務大臣 試行錯誤の過程はあつたかと思ひます。たしか、北東公庫と開銀の統合、それから輸銀とOECFの統合は同じ時期だったよう気がいたします。私の記憶が正しければ、村山内閣のときだつたのではないでしようか。あのときも、たしか連立の成果を上げようという形でこういう形の統合が行われたのであります。JBIなどは同じ建物の上と下にあるからいいじやないかというような、相当むちやな議論もたしか當時あつたような気がいたします。

一方、開銀と北東公庫は、御指摘のよう、北東公庫に大変な不良債権があつて、たしか何千億円かの資本増強をやることによってこの問題をクリアした記憶がござります。いずれにしても、こうした統合の成功と失敗の教訓には学ぶ必要があるわけでございまして、新公庫においても、いかに統合の成功事例としていくか、シナジー効果を發揮するにはどうしたらいかという観点を、国会の御審議の状況も踏まえながら、行政減量・効率化会議のワーキンググループにおいて議論をしていきたいと考えております。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕
○小川(淳)委員 またその点、少しあおい詰めてもまいりたいと思います。

今変えなければならぬこと、それから変えてはならないこと、こういう二つの切り口でお尋ねを続けてまいりたいと思うんですが、政策金融に関して、合理化とか規模の縮小というのが今回の大きなコンセプトだと思います。一方で、本当に大事なもの、守らなきやいけないものは守つてくれます。

れよという声もあるわけですが、民間ではなかなか手の出しにくい部分とか、あるいは細かな手当といふからこそ政府として公的金融が補完をしなければならない部分というのを、もう少し詰めますと、具体的にはどういう点ですか。どういう点を民間が手を出せないから政府がそこをカバーしないといけない、補完しなければいけないんじようか。その切り口をお教えいただきたいと思います。

○渡辺國務大臣 典型的には危機管理だと思うんですね。やはり、今回的新公庫においても、これは民間金融機関も活用した危機対応制度をつくるわけございますが、こうした観点は、なかなか民間にすべて任せておいてもうまくいかない分野の一つではないでしょうか。

また、今回政策金融として残る業務についても、これは民業補完という観点から政策金融の意義が認められて残っていくわけでございますから、そういう点は、民業補完を徹底させつつ、必要な最小限のものはきちんと業務を継続していくべきと考えております。

○小川(淳)委員 ありがとうございました。危機管理の分野とというのはそのとおりだと思います。あえて申し上げたいんですが、一つには、やはりそういった部分ももちろんですが、国民生活金融の政策金融改革からすっぱり抜け落ちてしまう部分。もう一つは、単純に民間だけにリスクを負わすには余りにも規模が大き過ぎるようなプロジェクト。この二つの部分だと思うんですが、まずお聞きしたいんですけど、大規模な部分、これは今回の政策金融改革からすっぱり抜け落ちてしまう部分だと私は思うんですが、大臣、その点はそれ本当にいいんですか。今後をにらんで、いかがですか。

○林副大臣 まさに今委員が御指摘になつたように、この政策金融改革は、長らく議論してまいりましたが、基本のスタートのときに、経済財政諮問会議で基本方針というのをまとめております。まず、第一の基本原則で、政策金融は三つの機能に限定して、それ以外は撤退しよう、こういうことでございまして、まさに今委員から御指摘がありましたように、まず一つ目が、中小零細企業、個人の資金の調達の支援ということでござります。そして二つ目が、国策上重要な海外資源の確保、国際競争力確保に不可欠な金融、これを入れております。三つ目は円借款でございまして、これは整理的には外へ、JICAの方に出しましたけれども、政策金融機能と援助機能をあわせ持つべきだと思いますが、その点、いかがですか。

声も出でてますけれども、ああいう将来をにらんだ国家的なプロジェクト、大規模なプロジェクト、これもやはり、今後も私は、国家政策の見地から、ある部分必要なんじやないか、全くなくしてしまつて本当にいいんだろうかという気がすぐくなるわけです。

特に、ここから先、例えば新しい分野でのエネルギー開発とか、それから環境技術に関しても、これは国内にとどまらず、世界にその付加価値を発信していくんだという観点に立てば、この分野にあつては、やはり取つかかりの部分、営利に乗つかれば別です、営利に乗つけてやるまでの

取つかかりの部分を国家的な意思でもつて金融的な支援を行つていくという部分は、私はやはり残るんじゃないかと思うんです。

この二つの分野、中小零細で、営利ではどうしでも支え切れなければとも支えなきやいかぬ部分。もう一つは、単純に民間だけにリスクを負わすには余りにも規模が大き過ぎるようなプロジェクト。この二つの部分だと思うんですが、まずお聞きしたいんですけど、大規模な部分、これは今回の政策金融改革からすっぱり抜け落ちてしまう部分だと私は思うんですが、大臣、その点はそれ本当にいいんですか。今後をにらんで、いかがですか。

それを本当に落としていいんだろうかということもあわせてなんですが、中小とか国民生活にかかるわりある部分でいいますと、渡辺大臣、小さいころから政治家をというお話を午前中の御答弁の中でございました。私なんぞは、そんなこと夢にも思わない、本当に小さな商売人の子でありまして、まさに国金さんの、国の教育ローンで大学まで出させていたいた、そんな生い立ちといいますか、生活実感をそのあたりに置いている人間であります。

○林副大臣 大変大事な論点であろう、こういうふうに思つておりますて、中小公庫でやつておりますた一般貸し付けと特定貸し付けというのがござりますが、一般貸し付けは、量的補完といふことで、撤退をする分野という整理をいたしましたけれども、新たな政策ニーズ、これは中小企業の政策というものは、今委員のお言葉をかりれば不易流行ということで、不易の部分と流行の部分というのはそれぞれの時代に応じて変わつてくるところはあり得るわけでございます。そういうた部分を特定貸し付けの部分で、中小企業政策として必要な部分はきっちりとそこで見ていく、こういう考え方を我々はしていることがまず第一点でございます。

それから教育の方は、ぱてんヒットが出ないようについてことを何回も答弁させていただいておりますが、政策金融が後退して、民間の方でやつてもらへなくて、結局どちらからも借りられないという方が出ないようにならかとしていく、これが基本的な姿勢でございます。

○小川(淳)委員 今御答弁いただいた趣旨が本当に現実になるように、奨学金とのいろいろな兼ね合いとか、こういう難しい問題が出てくるんでしょうが、やはりその趣旨だけは今後も生かしていただきたいなと思います。

特に中小の部分を支えてきた制度が、先ほど来議論になつていますが、やはり補給金の制度だとも思ひます。ここがまさに民間ベースでは利益に乗らない、営利目的ではどうしても成り立たない部分を支えてきたということだと思うんですが、きょう、各省の御担当の方にもお越しをいただきました。補給金をこれまで出してきたその根拠、それぞれ全部合わせると、大体昨年ベースで八百億ぐらいですか、補給金を出しているということになりますが、これは代表して、例えば国民金融公庫さんですと、どんな基準でもつて、この補給金、最近ないとかいうお話をあります、その基準についてお尋ねを申し上げます。

に関するお尋ねでございましたが、平成十四年度以降、いわゆる収支差補給金というのは計上しておりませんが、例えば第三者保証人を不要とする融資でありますとか、生活衛生改善貸し付け、あるいは無担保、無保証人の融資というようなりスクの高い融資に関しては、利子補給金を措置しております。

平成十七年度におきましては、合計五十五億円の補給金を措置しております。その額につきましては、それぞれの貸付制度に係る残高、あるいは貸付見込みというのを勘案しまして、財政当局との調整を経た上で、必要最小限の措置をしておるというものが現状でございます。

れども政策金融を実施する機関でございますから、こういったような必要な業務を的確に実施するためには、必要な財政支援というものは国会の議決をいただいた上できちっと予算措置をしていくべきであります。そこで、その計算の仕方が、最終的に出た赤字を補給するということではなくて、あらかじめ必要な政策経費として見積もつていただき、こういう考え方方に変えるということでござります。

○小川(淳)委員 まさにそこなんですけれども、外形標準的なものに基準を置きかえていくということのはあり得ることだと私は思っています。あり得ることだと私は思っていますが、結局、そこにはある種覚悟が必要で、本当にそれで立ち行かなかつたときには、これは欠損金を埋めないんという規定も法案に盛り込んでいるみたいですねけれども、本当に外形標準で立ち行かない場合にはやめますよ、あるいは法人がつぶれてもしようがないんだというぐらいいの覚悟を持つておっしゃっていることなのか。

あるいは、私は、本当に率直に申し上げて、もともとこれは営利で立ち行かない部分を下支えするわけですから、いかなる批判があろうとも、これは赤字を埋めてでもやるんだとむしろ言い切つていただきたいようだなと思います。それを逆に言い切ることで、赤字を埋めるんだから変なことはできません、赤字を埋めさせてもらうんだから変なことはやつていませんというぐらいいの、赤字を埋める制度だからこそおかしなことは私たちはできないんですけど、やはり政府の思想とか哲学とか思いというのが伝わる制度にしてしまうぐらいの制度設計の方が、私は、むしろこのケースにおいては、この中小、国民生活を本当に下支えするんだという部分に関しては、外形標準的な基準でやりますというよりも、やはり政府の思想とか哲学とか思いというのが伝わる制度になるんじゃないかなという気がしてなりません。その点、御指摘を申し上げたいと思います。

あわせて、収支差を補てんしないというのは制度設計には書き込まれているわけですが、そこの

意志がかかるのであれば、そこは外形標準的なものでやるという御意志がかかるのであれば、なぜ法案には書き込まなかつたんですか。法案にそのことを書き込みなかつた理由をお教えいただきたいと思います。

○林副大臣 制度設計は閣議決定をさせていただきましたので、これをきちっとやつていくということは申し上げておきたいと思います。

その上で、法律事項であるかどうかというようなことをいろいろ考え方まして、これは新公庫においてそういう運営をしていただこう、こういうことでありますし、収支差補給金にしても政策コストを見積もつてやるあれにしても予算の措置ということになりましようから、そういうことを判断したということだと思います。

先ほどの委員の御指摘も、考え方としては、最終的に赤字をやるという考え方も、お聞きしていなるほど、そういう考え方もあり得るのかなと私は今思つておりますけれども、事前に見積もつた政策コストを上回つて、その事業についてたくさんお申しみがあつてたくさん融資をして、結果として補給金が見積もりよりもたくさん必要になつたという場合、これは当然ながらそういうことを勘案してさらに補給をするということは考えられるべきことだと私も思つております。そういうことではなくて、経営が放漫になると云ふのか、きちっとそういう見積もりをつくつてやらずしても、余りきちっととしたバンクとしての経営をしなくとも、最後は赤字じゃなくなるんだというような安心感ではないという考え方でやつたということをございまして、本当にそこに政策金融として必要な人がいるにもかかわらず、最初に見積もつた金額に達してしまつたのでもうやらない、そういうような考え方ではないということを御理解いただきたいと思います。

○小川(憲)委員 時間になりましたので、きょうは途中にさせていただきます。改めてまた来週お時間をいただいて、積み残し、お尋ねを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○戸井田委員長代理 速記をとめてください。

(速記中止)

○戸井田委員長代理 速記を起こしてください。

次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

連合審査に引き続きまして内閣委員会での質問の機会をちょうどいたしましたことに、関係の

委員の皆様に感謝を申し上げます。

さて、連合審査の際に少し触れさせていただきまし

た、統合の目的に当たります、なぜこの四機

関を一つにすることによって財投の出口の改革に

当たるんだと、大臣も熱弁を振るつておられた、そ

れにかなう話であるかどうか、そこら辺をま

ず、マクロの話としておさらいをさせていただき

たいと思います。

財投が今、関係の四機関で、累計、ストック

ベース、幾ら残つておられますか。

○渡辺国務大臣 財投のストックベースの残高

は、平成十九年度の見込みでございますが、二百

四十九・七兆円でございます。一番高かつたのが

平成十二年で、四百十七・八兆円でありますか

ら、大体三分の一ぐらいの規模、着実に縮小をし

ております。

○古本委員 そのうち、この四機関が借りている

のは幾らありますか。役所でもいいですよ。

○大蔵政府参考人 済みません、突然の御指摘でござりますので……(古本委員突然といつたて

基本的なことじゃない、冗談じゃないよと呼ぶ)

申しわけございません。大至急整理いたします。

○古本委員 だつて、これは大臣が財投機関の出

口改革だとおつしやつたんですよ。この四機関を

まとめて、今ストックベースで財投幾ら入つてい

るんですかと聞いただけですよ。兆円の単位で答

えてもらつたつていい話ですよ。びっくりしまし

たよ。質問できませんよ。とめてくださいよ。

(発言する者あり)

○戸井田委員長代理 速記をとめてください。

○戸井田委員長代理 では、速記を起こしてください

大蔵審議官。

さい。

○大蔵政府参考人 平成十七年度末の財政投融資

の残高でございます。四機関の合計でございます。

けれども、国際協力銀行につきましては、今回新

公庫に統合されません円借款の部分も入つておりますが、現在の国際協力銀行ということでござい

まして、国民生活金融公庫が七兆四千百四十八億

円、中小企業金融公庫が五兆八千五百六億円、農

林漁業金融公庫が二兆六千百三十六億円、国際協

力銀行が十一兆五百三十一億円ということございまして、合計で二十六兆九千三百二十一億円でございます。

○古本委員 ありがとうございます。

では、その約二十六兆円ですか、大臣、今後ど

のタイミングで、どこまで絞つていくんですか。

○林副大臣 その計画は今お持ちでいらっしゃいますか。

○林副大臣 よく言われているGDP比残高の方

は、これはGDP比で半減をするという目標でござりますので、今回の四機関統合とそのほかのと

ころが外へ出て行くことによって確実に達成をし

ていかなければならぬと思っております。

一方で、今委員が御指摘になつた、この四機関

が財政投融資から借りている残高というのにつ

いての数値目標というのは、現在はないというこ

とでございます。財務省の方でそういう財政投融

資の改革は進めていたいおるものというふう

に承知をしております。

○古本委員 いや、これは実は、私は財金委員会

が財政投融資から借りている残高というのにつ

いての数値目標というのは、現在はないというこ

とでございます。財務省の方でそういう財政投融

資の改革は進めていたいおるものというふう

に承知をしております。

○古本委員 いや、これは実は、私は財金委員会

が財政投融資から借りている残高というのにつ

いての数値目標というのは、現在はないというこ

とでございます。財務省の方でそういう財政投融

資の改革は進めていたいおるものというふう

に承知をしております。

○古本委員 いや、これは実は、私は財金委員会

が財政投融資から借りている残高というのにつ

いての数値目標というのは、現在はないとい

うことです。というか、買つてもらえてるんです、恐らく。これは、引受先を分析すれば、機関投資家が中心に支えておられるんだと思いません。今後、この統合四機関が新しく生まれ変わった株式会社日本政策金融公庫なる会社は、大体どういう資金調達の目標を持つておられるんですか。大体何年までに補給金依存度をこのくらいに持つて、何年ぐらいをめどに財投機関債のウエートを例えば二割、あるいは三割、優良企業になつたら五割依存できるかもしれない、そういうふうです。

○古本委員 先ほどの議論に少し戻りたいわけでございますが、引き続きまして、各公庫の総裁あるいは副総裁にお越しをいたしております。海外への、今後のJBICとの連携によって、中小公庫さんにおかれましては、統合効果があるということでありました。

それでは、お尋ねします。国民公庫さん、それから農林、それぞれに、中小公庫にも再度お尋ねします。

今皆様が貸し出されておられる方々の貸出総残高の中でも、大体で結構ですよ、海外にビジネスの信用が高まり、財投機関債を借りるウエートをシ

展開を今なさつておられる貸出先は何割くらいござりますか。順番にお願いします。

○薄井政府参考人 国民生活金融公庫は、御存じのよう、商店街のお店とかそういうところが多いですから、なかなかそういうおつしやるようなケースが極端に多いということではなくて、

製造業関係で、多分数千ぐらいたるのか、それは調べてはおりませんけれども、製造業関係でかなり規模の大きいところが海外に進出しているかも知れません。私も、データを持っていません。

もう一つ申し上げますと、お客様は百三十万ぐらいいますけれども、そのうち九割ぐらいが規模として従業員数九人以下ですから、そういうところでは余りないとと思います。

○高木政府参考人 農林漁業金融公庫でございます。
今のお尋ねでございますが、私ども、三兆一千億ばかりの残高があります。お貸ししている先で、最近輸出に非常に関心を持たれている方々が出ておられます。私ども、ジエトロさんと業務協力するなどして、そういうことにサービスを提供しておりますが、現実に、それでは、今おつしやられたような、額としてどれぐらいというところにはまだいつてないと思います。

○横田政府参考人 中小公庫で海外に進出しております企業は、十八年三月末時点の調査で三千九百九十二社、取引先の約八%という数でございます。

○古本委員 既に実績ベースで、貸出先で海外に進出されているというところで、さつき自信ありげにおつしやつておられた中小公庫さんで、今現在八%。国金庫さんに至っては、中小零細が中心ですということでした。そして、農林さんにおかれでは、大臣のおつしやる、米一俵何万円でしめたつけ、買ってくださる、日本米はおいしいですね。そういうのを輸出していこうというのによくわかりますが、今現在は余りないということです。という確認をとらせていただいた上で、さて、

お尋ねするわけですが、今回、JBIC以

外の残り三公庫は、午前中も指摘をさせていただきました収支相償の原則からいきますと、どういった趣旨の公庫に今なつておられますか。収支

相償なのか、あるいは収支差補給の会社なのか、どちらですか。順番にお願いします。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは収支差補給の対象と考えております。

○横田政府参考人 中小公庫は、融資事業の方は収支差補給をいただいてございます。信用保険の方は、これは大変大きな赤字が出ておるわけでござりますが、出資金でカバーをいただいております。

○古本委員 JBICもお願いします。国際協力銀行。

○篠沢政府参考人 私どもの国際金融業務は、収支相償の原則にのつとつて業務を行うようにといふ法律どおりに運営をしているところでござります。

○古本委員 さて、大臣、お尋ねします。現状はそうなつていますね。この法改正後であります

が、それぞれの、今ある部門というんでしようか、各社が今後も別勘定だということを、中身を拝聴してまいりました。今後とも、統合後も別勘定になるわけですね。別勘定でいくか、そこを確認をうながしてください。

○古本委員 区分経理は行います。これは、先ほども申し上げましたように、それぞれの区分

が、それぞれの、今ある部門といふことで、それをもつて仕事をしていく、できるだけコストをかけない、そのためには、今維持しております収支差補給金ゼロをなるべく維持していかれるのがいいかな、まあ、私が言うのもおかしいですけれども、とは思つておりますが、ただ、経済情勢、金利情勢等いろいろな事態もあり得る。そのときは収支差補給金をいただくことにもなるかもしれません。

○古本委員 区分経理と勘定という言葉を丁寧に使い分けた方がいいと思うんです。

では、具体的な中身に置きかえさせていただき

たいと思います。

資料の二におつけいたしました統合四機関の国庫納付の実績であります。国際協力銀行におかれましては、毎年、まさに優良見でありまして、

おるわけです。他方、残りの三機関は、中小公庫の平成十七年度、単年ですね、この直近を除けば、国庫に貢献されておられます。いわば利益が出ておるわけです。

補てんを受ける非収支相償だからです。収支差補給を受けている各行だから、これは当然なんですね。

さて、合併後、それぞれの事業はどういう目標でオペレーションされますか。引き続き、統合後も収支差補給でいきますか、それとも収支相償になられますか、どちらですか。順番にお願いしま

す。

○薄井政府参考人 制度としては収支差補給があり得る制度だと思いますが、私どもやはり、低利の財投資金をお借りしていることですから、それをもつて仕事をしていく、できるだけコストをかけない、そのためには、今維持しております収支差補給金ゼロをなるべく維持していかれるのがいいかな、まあ、私が言うのもおかしいですけれども、とは思つておりますが、ただ、経済情勢、金利情勢等いろいろな事態もあり得る。そのときは収支差補給金をいただくことにもなるかもしれません。

○古本委員 区分経理でやつていくと大臣はおつしやいました。今の各公庫の最高責任者である総裁、副総裁方は、現状のままを続けたいという趣旨のことを、資金調達における国からの補てんのありようということで受けとめました。若干、国金庫の総裁は積極的な御発言があつたかに受けとめましたが、思いは各総裁御一緒なんじやなかろないようにしてやつていくということだと思っております。

○横田政府参考人 そこでなんです。区分経理を行つて、それぞれが別々に損益計算書も持つんですね。それでいいですか。各四本の事業がそれぞれに損益計算書を出す。午前中の引き続きですが、よろしいですか。

○渡辺国務大臣 新公庫は、各政策の適切な実施と透明性の確保を図るために、主要政策ごとに勘定区分を行うことにしております。また、国際部門につきましては、国際的なマーケットの信認を維持していく必要性がございますので、国内部門とは大別をして、経理についても区分して管理をすることにいたしております。

○古本委員 国内につきましては、国際的な信用が、国内の資金調達で足りるので海外からの資金調達はないんだという趣旨と受けとめましたが、

○横田政府参考人 中小公庫の融資事業の方の部門は、両公庫の総裁がおつしやられましたように、経営責任を果しながら所要の補給金はぜひお願いいたしたいと思っております。

信用保険の方は、これもまた大きな赤字がしば

らく続く見込みでありますので、出資金等のいろいろな工夫を続けていただければと考えております。

○篠沢政府参考人 引き続き、収支相償の原則のもとで営業をしてまいりたいと考えております。なお、念のため申し上げますが、現在かなり大きな黒字が出ておりますが、これは、先生御承知のとおりの、現在の調達資金の金利が非常に低い一方、返つてまいります金利は多少、昔貸した高目の金利のものが返つてくるというようになります。しかし、全体として収支相償、赤字にならないようにしてやつていくことだと思っております。

るものなんですか。それとも、国内の機関投資家だけでいいんでしょうか。役所でいいです。

○大蔵政府参考人 基本的には、財投機関債といふのは国内ということだと思いますが……(古本委員「海外の人は買つちやいけない」と呼ぶ)いざや、財投機関債ということではございませんけれども、新しい公庫といたしまして外債を発行するということはございます。それは当然外国の方も出資をするということでございます。

○古本委員 そうしますと、資料が前後いたしました恐縮ですが、資料の三の一以降におつけをしておりますとおり、今は財投に依存しているんですよ。これに代替をする資金提供先、調達先を求めるようすると、財投機関債も今後依存していくて、今の財投をずっと絞つていて、その先には財投機関債も自分で発行していくてもらいたい、これは郵政の改革のときによく聞いた話ですね、行事のときにも聞きました。

そうしますと、これはすぐれて、各社が、国際的な投資家の皆さんからごらんになつても、優良企業だなと思ってもらえるようにならなきやいけない話なんです。JBICはそういう使命を今帶びていると思うんです。残りの三公庫は、全く水と油で、別のミッションを帯びておられる団体、公庫だと思ってるし、法律にもそう書いてあるんです。午前中の質疑のとおりであります。したがいまして、この四機関を一つにすることによる財投の出口改革としての効果は、数字の上でお示しもいただけなかつた、今後議論をしていくと他方、財投依存度を減らそうと思えば、一体だれが貸してくれるかといえば、なかなかそつ貸してくれる人はいないという前提に立てば、こういう財投機関債なんというのは、國からの依存は脱却していかなければいけないという総裁もいらっしゃつたぐらいですから。それは言い過ぎですか。ということは、國に依存しつづ引き続き財投機関債のシェアもふやしていくかないと成り立ちませんよね。財投機関債がすぐれてゼロに、限りな

くゼロにはなりませんよ、ストックベースが減らない。

そこで大臣にお尋ねしますが、改めて聞かせてください。今回の四機関を統合することによって資金調達先として財投の依存度は減つていくんだ、その理由はこうなんだ、二つあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○渡辺国務大臣 それは絶えざる不斷の見直しをやつてまいります。

まず、資金の出る方でございますけれども、これは直貸しを減らしていく手法もございます。先ほども申し上げましたように、部分保証という手法もあるわけです。また、証券化手法を使えば、これはまさにバランスシートをスリム化する効果が得られるわけでございます。また、機関債においても政府保証をつけることも可能でございます。

ので、そういった手法を使えば、今財政融資資金からお金を調達している分は当然減っていくわけになります。したがって、もろもろの手法をいかであります。しかし、もろもろの手法をいかに上手に組み合わせながらやっていくかということも大事なことではないかと思います。

当然、資金のデュレーリングギャップというものの、要するに、調達の金利の平均年数、貸し付けの平均年数、そのギャップがどれくらいになっていなければならぬわけですが、これが百億国庫に納付してもらえるんですか。これは五百億の黒だった、こうしますと、これは差し引き五百億の赤字で済むんですけど、それとも、五百億国庫に納付してもらえるんですか。これは百八十度違いますよ。どっちですか。

○古本委員 可能になる部分というのは、この四つは一つの会社になるんですね。ということは、総裁が今ずつと並んでおられます、引き続き、各省の何となく利権を握ったまま、縛張りを持つたまま、それぞれ独立会社のように今後とも四行がやつしていくんだ、こういうことです。それは会社法に照らして正しいですか。

○大蔵政府参考人 この公庫は、会社法に基本的によるわけでございますけれども、この法律で特段の定めを置いている場合には、その定めによるということになつておりますけれども、この法律でござく見える二つの要請をきちんとやつしていくことが次の經營者に求められるわざというものでござります。

○古本委員 今国庫にJBICはこれだけ貢献されています。残りの三行はそうじやない。これ

は、そういうミッションですから、それはいいんです。区分経理を行つた上で、残りの三行は赤字だ、JBICだけが黒字だ。それぞれに区分経理をしているのに、それを通算して国庫に納付という概念は今後とも続けられるんです。これは会社法上の会社になりますね、そんな会社は世の中にあるんですか。それとも、国庫に納付しないところなんらしいですよ、赤字会社に転落というなら。

○大蔵政府参考人 新公庫に関する法律で手当てをしておりまして、各勘定区分ごとに一定の剰余金というものを政令等で定めるわけでございますけれども、それを超える額につきましては、国庫納付を行うということになつております。

○古本委員 それでは、ちょっと確認しますけれども、それを超える額につきましては、国庫納付を行つておきますから。千億の赤字だった、JBICが得られるわけでございます。また、機関債においても政府保証をつけることも可能でございます。

この、どういった手法を使えば、今財政融資資金からお金を調達している分は当然減っていくわけになります。したがって、もろもろの手法をいかに上手に組み合わせながらやっていくかというのも大事なことではないかと思います。

もちろん、資金のデュレーリングギャップというものの、要するに、調達の金利の平均年数、貸し付けの平均年数、そのギャップがどれくらいになつていいのか、資産、負債管理をきちんとやつていかなければならぬわけでございます。したがつて、政策金融も金融でございますから、

○大蔵政府参考人 まず、JBICに関する勘定につきまして、いわゆる国庫納付が可能になる部分についても、いわゆる国庫納付をするということでござります。

○古本委員 可能になる部分というのは、この四つは一つの会社になるんですね。ということは、総裁が今ずつと並んでおられます、引き続き、各省の何となく利権を握ったまま、縛張りを持つたまま、それぞれ独立会社のように今後とも四行がやつしていくんだ、こういうことです。それは会社法に照らして正しいですか。

新公庫の法人形態でございますが、まず、今委員から御指摘がありましたが、強固なガバナンスを発揮するということをしながら、透明性の高い効率的な事業運営の実現と、それから政策上必要な業務の的確な実施を図る。これはたびたびほかの先生方からも御指摘いただいたことです

ございます。

○古本委員 法の何条にそれをうたつておられるんですか。別に定めたわけですね。

○大蔵政府参考人 法律の四十七条でございます。四十七条つまり、これは特殊会社なんですよ。だから、法に定めれば何でもできんですね。会社法の会社をつくったんだ、株式会社だと言つておきながら、実はこれは特殊会社なんですよ。

では、せつかく手が挙がっていますから、それで聞いておきますよ。過去、JT、NTT、JR、日本を代表するこういう各企業が特殊会社になつたときに、この法の三条のよう、全株を我が国政府が保有し続けるという、こんな条文は入つたことがありますか、ないんですよ。これが初めてです。

したがつて、会社法上の会社になります、ディスクロージャーも透明化します、いろいろなことをうたつておられます、それはもう入り口の、会社を起業する上で、創業する上での大前提である利益をどうやってつくつていくか、収支をどうやって計算していくか、その計算になれば、それを区分経理して単独で決済していくます、だけれども一つの会社なんです、こういうことをおつしやつておるんです。

ここは、まず、マクロの本当に入り口の話でもう既に大分時間がたつてしましましたが、何か感想があればお聞かせ願います。

○林副大臣 大変基本的なところであるというふうに思います。

新公庫の法人形態でございますが、まず、今委員から御指摘がありましたが、強固なガバナンスを発揮するということをしながら、透明性の高い効率的な事業運営の実現と、それから政策上必要な業務の的確な実施を図る。これはたびたびほかの先生方からも御指摘いただいたことです

らう、この政策目的がございます。

こういった双方のニーズを満たすために、まさに今委員が御指摘になつたように特殊会社にしたわけでございます。ですから、運営は基本的には会社法に従うわけでございますが、先ほど答弁がありましたように、この法案に定めることによつて会社法の例外になるということで、まさにこの法案を御審議いただいている、こういうことでござります。

そして、民間企業会計や会計監査人による監査の実施及び取締役会や監査役による企業的な組織運営による透明性の高い効率的な運営を目指す、このことが今申し上げた理由でございます。

○古本委員 各四公庫が今持つておられるストックベースでの欠損金というのは、どのくらいあるんですか。累積欠損金です。

○薄井政府参考人

四千数百億円になると思います、累積欠損で。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、収支差補給という形で、毎年、補給

金ということで、公会計上はそういう欠損金といふのはないです。(古本委員)民間準備だつたらあ

るでしょう」と呼ぶ民間でやりますと、あと貸倒引当金の関係とかいうのが出てまいります。数字はちょっとと……。

○横田政府参考人 中小公庫の平成十七年度の行

政コスト計算財務書類に欠損金がございまして、

十七年度末で四千五十八億円。(古本委員)「累積で」と呼ぶ)はい、累積。これはまさにこの時点の

欠損金でありまして、十八年度末は若干減つております。

○篠沢政府参考人 國際協力銀行の国際業務勘定におきましては、累積欠損金はございません。

○古本委員 そうしますと、区分経理を行つ今後的新会社では、このストックベースでの欠損金の扱いについては何か方針を持っておられますか、大臣。

○林副大臣 実は、特殊法人が独立行政法人になりますときも同じような議論がございました。委

員も御承知かと思いますが、それぞれの責任で

もつて、きちんと各省に責任を持つていただいた上で独法なりにしていく、こういうようなことがあります。

この統合をするときに当たつて、同じような考

え方で、勘定区分をして、今までそれぞれの機関であつたものが、それぞれその運営によりまして今御答弁のあつたような欠損金が出ているわけでございますので、これを統合するから直ちに一つ

のどんぶり勘定にするということではない、勘定区分をきちっとやっていく、こういう考え方であらうかと思つております。

○古本委員 統合後も、それぞれの公庫がこれまで累積してきた欠損金は区分経理で貸借対照表上も残していく、それぞれが残していく、こういうことによろしいですか。

○大藤政府参考人 それ、それが勘定ごとに残すということでございますが、それを合わせた公庫全体としての数字もあるということでございます。

○古本委員 合わせた数字とおっしゃるのは、J B I C の財務体質がいい分と合わせて相殺をするということをおっしゃっていますか。合わせると

いうのはどういう意味ですか。

○大藤政府参考人 清算をするという意味ではございません。

○古本委員 清算をせずに合わせるというのはどういう計算ですか。

○薄井政府参考人 国金です。

先ほど申し上げましたように、法定財務諸表上のバランスシートでは私どももきちっと債権超過になつておるんですけども、民間準備ですと千億程度の赤になります。これは貸倒引当金をたくさんまして、その点を移行時に手当てしていただきたいと法律上措置されていると承知しております。

○古本委員 このは入り口の話なんですね。財投の出口改革である四機関の統合。八つありました

政策金融機関の中でこの四つに白羽の矢を立てて、絞つてくつけるわけですね。それがシナジーがあると大臣も累次にわたつておっしゃつてあります。

○古本委員 いや、これは大事ですよ。四機関の統合は、財投のシェアからいと、全体のバイカラいうと、実はそんなに大きくなかったです。やはり大ところは政投銀と公営公庫なんですよ。これは私が言うまでもないです。

そうしますと、これは横から読んでも縦から読

んでもどこから読んだって、財投の出口改革といふことは、その財投がストックベースで減らなければ改革にはなりませんね。依然として資金需要者であるわけで、財務省理財局としてはこんなにいいお客さんはないわけであります。

したがつて、今現在、議論してもこの数字が示されない、計画もない。そして、その財投への依存度を、シェアを下げていくためには、国の補給金を除けば、これはやはり財投機関債なり、場合によってはだれかから借りるなりしないと資金調達できないわけでありまして、そこら辺のモデルの計画の数字もお示しいただけない。

これは、入り口の、財投の出口の改革であるというマクロのマクロ、大きな話中の大好きな話であるその話をしただけでも、おおよそこの四つが一つになることによって財投の出口改革であるといふふうには、申しわけありませんが、にわかには理解できないという状況だということを国会の場でありますから申し上げつつ、若干ミドルの話をさせていただきたいと思います。

貸出先の絞り込み等々も今後の統合によつて行つていくということであります、これこそ本末転倒じゃないのかなという見方も一方であるわけですよね。(発言する者あり)

○河本委員長 速記をとめて。

○古本委員 選記中止

○河本委員長 速記を起こして。

古本君。

○古本委員 話を続けますが、今、実は政投銀と

公営公庫だけでいわゆる GDP 半減というの達成できるんですよ。違います。

○古本委員 ちよつと議論が前後いたしました

御指摘のあたりについては、行革事務局の部隊を通じて調べましたところ、三年間で確認された

のが、二十件ぐらいだつたでしようか、十六件といいます。

○渡辺国務大臣 この調査は、私、手足がございませんので、菅総務大臣にお願いをしてお調べをいただいております。

○林副大臣 委員御指摘のように、現在の残高で

が、さつきとまつたのでちよつと質問を失念しました

のですから、ちよつと時計の針を戻させていた

だというふうに考えております。

○古本委員 いや、これは大事ですよ。四機関の統合は、財投のシェアからいと、全体のバイカラいうと、実はそんなに大きくなないです。やはり大ところは政投銀と公営公庫なんですよ。これは私が言うまでもないです。

そこで、絞つてくつけるわけですね。それがシナ

ジーがあると大臣も累次にわたつておっしゃつてあります。

○古本委員 いや、これは大事ですよ。四機関の統合は、財投のシェアからいと、全体のバイカラ

いうと、実はそんなに大きくなないです。やはり大ところは政投銀と公営公庫なんですよ。これは私が言うまでもないです。

そこで、絞つてくつけるわけですね。それがシナ

ジーがあると大臣も累次にわたつておっしゃつてあります。

だいて、累積欠損金のくだりですが、これは民間準拠ベースで、今はこうで今後どうなっていくかという計画図を、今はいいです、この委員会に提出していただけますか。委員長、お諮り願います。

○河本委員長 理事会で協議します。

○古本委員 ありがとうございます。

あわせて、中小公庫さんは自分のところで今八%海外に業務展開をなさっているところの貸出先があるとおつしやいました。残りの国金庫さんと農林さんも、現在の貸出残高ベースで海外に業務を持つておられる方々の割合、実態も、あわせて当委員会に提出していただきたいと思います。委員長、お諮り願います。

○河本委員長 理事会で協議をいたします。

○古本委員 その辺の数字を詰めていつた上で、ぜひひさらなる議論をしていく必要があろうかと思います。

さて、わたりの話に戻りますが、実は、私は渡辺大臣を敬愛いたしておりまして、まさに、今ついておられる任はすごくフィットした任についておられるというふうに思っていますが、その上での、今回のこういう四機関の統合の話が出てきているわけですね。

今、資料の中でおつけをいたしておりますが、七の一から二、三、四、五とございますが、これは、今現在の各四公庫の役員ですね、総裁以下、こういう実態なんですよ。天下り再就職、この中には、恐らく精査すれば、一度民間に出てからまた戻ったとか、俗に言われるわたりという方もおられるんだと思います。まあ、御当大方に聞けば一番お詳しいと思いますが、

要するに、この実態は、私は、この四公庫が持つ使命を考えれば、ある一定の方々はやはり役所にも精通している等々、なぜなら、国庫による補給を今後も続けていく会社でありますから、これも頑張っている等々、なぜなら、理事をおつしやないんですよ。私は頑張つたんだろうとできないんです。

ですから、ハローワークに行けと言っているん

で取り組むことができるかどうかなんですか。その象徴的な例を一つ申し上げますと、資料の八をおつけました。八の一、八の二以下は、JBIC、国金庫、それから農林、中小の最近にお八をおつけました。八の一、八の二以下は、JBIC、国金庫、それから農林、中小の最近にお

ける副総裁、理事の皆さんのお退職金です。これはたしか平成十五年の閣議決定を受けてこういうことで、これに基づけば業績勘案率を入れるということです。これは国民公庫の一番下に注書きで書かれていますよ。

その先頭に立つてかじをとるはずの方々の査定の残念ながら、頑張ろうが頑張るまいが、公的機関のスリム化を図るんだとまさにキャリア官僚のBの尾身さんが熱弁を振るつておられましたが、ら二を入れることができます。これは国民公庫の一欄下に注書きで書いています。

その先頭に立つてかじをとるはずの方々の査定の

実態がこれなんです。属人的じゃないんです、属

ボスト的なんですね。見事に張りついています。ば

らつきがありません。

頑張つた人に業績勘案率二を出せばいいじゃないですか。そうじゃない人は、申しわけないです

が、ゼロでいいじゃないですか。その際の努力目

標が、業績勘案率を計算する際の物差しが、四公

庫の財政の体質をスリムにするために貢献したこ

とがすばらしいのか、より公的機関にしか頼るこ

とができるないお客様に、国民に積極的に貸して

りスケをとつていった方が評価されるのか。これ

は、水と油のJBICと三機関が一緒になつてい

る限り、実はこの役員につく、公務員の皆様か

ら出向いておられる方は、苦悩の日々を送られ

る。そして、これを評価するのは外部機関に委託

しているというんですよ。その外部機関の委託さ

れている学識経験者の人も、査定項目が、一体何

をもつてこの副総裁は頑張つたんだろう、理事さ

んでもそんなことは言つていません。識見にすぐれ

た経歴の方々が、本当にスリムな公的セクターを

つくつしていくに、大臣と思いを一にして粉骨碎身

れた業績勘案率なんて機能していないんです。そ

んなことで、大臣の目指す公務員の制度改革、働き方改革、そしてさらには、処遇でありますこういったボーナスも含めた話に至るかどうかという大きな問題を含んだまま、恐らく、きょういらっしゃる方々も含めて、今度の統合会社の設立に收めんなさいいかれるんだろうなと想像をいたし

ています。

そこで、大臣にお尋ねいたします。

新しくできる会社の使命を考えたら、役割を考えれば、何をやつた人が業績評価されるんでしょうか。今その理念を持つていなければ、この会社

は、郵政の出口改革だという美名のもとに、ますますつくりましたという会社で終わってしまいます。

そこまで、大臣にお尋ねいたします。

新しくできる会社の使命を考えたら、役割を考えれば、何をやつた人が業績評価されるんでしょうか。今その理念を持つていなければ、この会社

は、郵政の出口改革だという美名のもとに、ますますつくりましたといつた会社で終わってしまいます。

よ。御答弁を求めます。

○渡辺国務大臣 先ほどの御指摘の退職金の問題でございますが、これは、平成十五年の十一月十九日の閣議決定でございます。つまり、〇・〇か

九日の閣議決定でございます。つまり、〇・〇から二・〇の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする、こういう決定なのであります

ますが、委員御指摘のように、この勘案率が同じ数字じゃないかということでございました。

こういうのをスーパー護送船団方式というふうで

ですね。したがつて、こういうスーパー護送船団をやつておりますと、てんでその業績が何だかよくわからない、どういうぐあいに頑張つていいのか

わからぬ。これでは、やる気のある人もやる気

がなくなつて、せつかくスター選手になれる人

も、スーパー護送船団のもとでスターダストになつてしまふという、もつたない人材の使い方

がなされてしまうわけでございます。

いずれにしましても、今回我々が考えておりま

す国家公務員法の改正案の中では、能力・実績主義、これをきちんと取り入れていいこうと。もう既に評価は行われているわけでございますが、この

評価が給料とボストに反映していないというものが今の実態でございます。したがつて、評価を給料とボストに反映させていこうということを国家公

務員法改正案の中で準備いたしておりますので、

応援よろしくお願ひいたします。

○古本委員 統合の目的が、大きなマクロの話を随分時間を使ってやらせていただきました。そこ

の新しくできる会社の使命がどこにあるかということが、残念ながら今確かにはお聞かせ願えませ

んでした、いただけなかつたです。

これは無理もないんです。三つの機関とJBICことは役割が違つんです。それを一つにする限り

は、相当崇高な、あるいは役職員八千名を率いていく上でのこうなんだという目的がないと、これ

は財投の出口改革には絶対になりません。

ミクロの例を指摘して終わりたいと思いますが、資料の一をごらんいただきたいと思います。

これは実は、事務局から最初にいたいた資料

です。人員の縮減効果、支店の統合、利用者の利便性の向上といふことであります。皆さ

れども頑張れよという叱咤激励が役職員の皆さんを鼓舞するのか、一緒に汗をかこうよ、一年後も

仕事をあるよ、だけれども国庫からの補てんの額をここまで下げていこうよ、あるいはJBICに

をここまで下げていこうよ、あるいはJTBICに負けずに利益を出していこうよと。でも、それも

なん頑張れ、一年後には仕事がないかもしねれない

です。人員の縮減効果、支店の統合、利用者の利便性の向上といふことであります。皆さ

れども頑張れよといふことであります。皆さ

が、資料の一をごらんいただきたいと思います。

これは実は、事務局から最初にいたいた資料

です。人員の縮減効果、支店の統合、利用者の利便性の向上といふことであります。皆さ

れども頑張れよといふことであります。皆さ

が、資料の一をごらんいただきたいと思います。

これは実は、事務局から最初にいたいた資料

です。人員の縮減効果、支店の統合、利用者の利便性の向上といふことであります。皆さ

れども頑張れよといふことであります。皆さ

そういう姿をできる限り早く達成するよう店舗統合を進めていくとしてございます。

○古本委員 今回の四機関の統合目的の中に、実

は、寄せてとめるというか、統廃合により公的な部門のスリム化ということを結構大きうたつておられますよ。それから、国庫への納付貢献というのも書いておられますよ。國庫納付からいえば、依然として霧は晴れませんね、水と油の会社が一緒になりますから。

さらに、皆さんに言われるところの、私はこれはミクロと思っていますが、こんな支店の統廃合だ、人員の縮減だということさえも、今数字は出ないんですよ。これが今回の計画なんです。おおよそいい案だねというわけには至りません。おおぜひ、当委員会に、せめて支店の統廃合計画ぐらい出していただきたいと思います。おおよそ是か非か判断できません。委員長、お詰り願います。

○河本委員長 理事会で協議いたしました。
○古本委員 さらにミクロの話をもう一つつけ加えますと、随契の問題がございました。これも少し、事務局には大変、夜を徹して準備をしていたのだいたのかもしません。そのことには敬意を表します。

資料の五、統合四機関の随契の状況であります
が、今この四機関の随契は、大体九割前後で出されておられます。発注の規模が六十億、十億、七十億、八十億 小さいといえばそうかもしれません、他方、民間準拠ベースで各四公庫の経常費用を見ますと、このウエートは結構高いですよ。経常経費に占める発注を今後どうやっていくか等々も、これはまさにこの新会社の哲学、理念に通じる話であります。今後とも、谷垣大臣がこうやってお達しを出しておられる、随契は厳に慎むべきという話に見事に背いておられます。もう時間が来ましたので終わりますが、どうぞ、貴内閣委員会におかれまして充実した審議をされますことを切に願いまして、質問を終わります。

以上です。

○河本委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

○大藤政府参考人 四月十一日の内閣委員会で、私、質問をさせていただきました。その際、政府答弁の中に、中小企業向け貸出残高の数字に誤りがありました。基

数の違う答弁をされましたが、どうなつておりますか。責任を明確にしていただきたい。

〔委員長退席、平井委員長代理着席〕

ましたとおり、去る四月十一日に先生の御質問に對しまして私がお答え申し上げた答弁の中に、一部誤りがございました。ここでおわびして訂正させていただきたく存じます。

具体的には、先生からの、民間銀行の中小企業向け貸出残高についての御質問に対しまして、私が一九九六年十二月末が三百六十・八兆円、それから二〇〇六年十二月末が二百五十六・九兆円、それ二%という割合でありますということで答弁させていただいたところでございます。

しかし、この数値は、民間銀行、統計上は国内銀行ということでございますが、国内銀行の数値ではございませんで、国内銀行に信用金庫、信用組合、政府系金融機関を加えました国内金融機関の数値というふうに規定がございました。

○渡辺国務大臣 二〇〇六年十二月末が百八十一・三兆円でございまして、二〇〇六年年末の数字は一九九六年比で七一・二%という割合でありますということで答弁させています。

○佐々木憲委員 ここに謹んでおわびして訂正させていただきたい。

次に、提案されている法案が中小零細企業に必

要な資金を本当に供給することに役に立つかどうかという点を、法案に即してお尋ねしたいと思います。

これまで少し議論がありましたが、現行の三公庫の目的というのは、一般の金融機関からその

融資を受けることを困難とする国民、中小零細企業、農林漁業者が必要とするものを供給する、こういうふうに規定されております。ところが、この新公庫の目的は、一般金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民、中小企業、農林

漁業者の資金調達を支援すると規定しているわけですね。

つまり、中小企業にとって必要とするものを供給するという目的から、大手銀行を補完するものに限定する。ということは、本質的な性格を変質させるということになるのではないかでしょう。

大臣のお考えをお聞かせいただきたい。

○渡辺国務大臣 農林漁業金融公庫法の第一条で、農林中金その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする、こういう規定がございます。つまり、農業関係の金融機関というのは農協が一般的ですね。農

協のお金を束ねて運用しているのが農林中金であります。

したがつて、政策金融というのは、そういう農業関係の金融機関とは違つて、かつては郵便局に集まつたお金が自動的に財政投融資という制度を通じて流れ込み、そして出口の農林漁業金融公庫に來ている財政資金、こういう位置づけだと思ひます。

ですから、今回の改正によって、まさしく一般の金融機関がなかなかやりにくいことを補完する、こういう規定でございまして、新公庫の業務

というのは、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野に対して資金を供給する、また、債務の一部の保証とか、貸付債権の譲り受けなどの業務を行つていく、こういうことでございまして、決して矛盾はないと考えます。

○佐々木憲委員 ども、中小企業の場合は、一般金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、資金貸し付けの業務その他の公庫

ども、中小企業の場合は、一般金融機関というのは民間の銀行ですね。それが貸し渋り、貸しはがされてしまう事態になつたときに、例えば国民生活は金融公庫が支援をするという役割を果たしていただけます。一般金融機関から融資を受けることが困難である、そういう中小企業に貸し出しているところが、今度は補元的なものである。これは矛盾はないとおっしゃいましたけれども、では、ないのなら、なぜ目的のこの表現を変えたんですか。

○渡辺国務大臣 政策金融というのは、政策目的を達成するために民間金融のみでは適切な対応が困難な分野に資金供給を行うものでございます。

この点、この基本的な役割については変更はございません。

ただし、官とビジネスというのが、これは民業補完に従事するということを明確にした上で新しい公庫をスタートさせようということから、この見直しを行つたところであります。

○佐々木憲委員 民業補完に従事することに変えたことによつて、これまで受けっていた中小企業が資金の融資が受けられなくなるということが発生しないのかということを聞いているわけであります。

○佐々木憲委員 具体的に、もうちょっと聞きましよう。

政府の施策に基づく政府系金融機関と、金融市場の競争のもとにある銀行というのは、当然次元が違うわけです。これを一緒にして、政府系金融機関を民業と競争させるというか、あるいは民業の補完的なものとして位置づけるということになります。

つまり、政策金融機関を非常に狭い枠内に押し込むことになるのではないか、これでは政策金融機関としての機能を十分發揮できないのではないか、かといふように考えるわけです。政府によつて、業務の縮小、廃止、あるいは業務の民営化ということに拍車がかけられるということになる。

附則第四十七条は、政府は、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とすることを

の業務のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとすると規定をしているわけです。縮小、廃止という方向が基本方向だ、こういうことなんですか。

○渡辺国務大臣 我々の基本的な発想は、やはり官と民との関係は民が主役である。官が主役になつて民をコントロールしていくんだ、そういう立場にはないわけでございます。

したがつて、この点は共産党さんと基本的な哲学の違いはあるんだろうと思いますが、公庫法の今御指摘になられた附則四十七条一項の規定あります。これは、御指摘のように、新公庫が一般的な金融機関が行う金融を補完するものであるという観点から、新公庫の業務に関して不斷にチエックを行つていきますよという規定であります。その上で、必要があると認めるときは、業務の廃止その他の所要の措置を講ずる、こう規定しているわけであります。

これが、業務を縮小していくがつて、見直しの結果、業務を縮小していくものも当然あり得るわけありますが、あらかじめ特定の業務の縮小を前提としているわけではございません。

〔平井委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(憲)委員 見直しの結果、拡大するといふことはあるんですね。

○渡辺国務大臣 具体的な見直しに際しましては、先ほど来繰り返し申し上げておりますように、行政減量・効率化会議のワーキングチームで御検討をいただきたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 結局、中小企業あるいは農林漁業に貸し出すものがふえていくんじやなくて縮小の方向だ、これは非常に問題があるというふうに私は思います。

私は、別に政府系金融機関が主役になれとかといつておられる話じゃないんです。借りた側が安心して借りられるような条件をどこが主役であろうがきちつとつくるべきである、そういう角度から

言つているわけです。政府系金融機関というのは、民間が貸せない、そういうところにちゃんと貸してくれるという役割を果たしてきたわけですね。縮小、廃止という方向は一切ないわけではありません。縮小、廃止という方向が基本方向だ、こういうことなんですか。

○渡辺国務大臣 我々の基本的な発想は、やはり官と民との関係は民が主役である。官が主役になつて民をコントロールしていくんだ、そういう立場にはないわけでございます。

したがつて、この点は共産党さんと基本的な哲学の違いはあるんだろうと思いますが、公庫法の今御指摘になられた附則四十七条一項の規定あります。これは、御指摘のように、新公庫が一般的な金融機関が行う金融を補完するものであるという観点から、新公庫の業務に関して不斷にチエックを行つていきますよという規定であります。その上で、必要があると認めるときは、業務の廃止その他の所要の措置を講ずる、こう規定しているわけであります。

これが、業務を縮小していくがつて、見直しの結果、業務を縮小していくものも当然あり得るわけですが、あらかじめ特定の業務の縮小を前提としているわけではございません。

〔平井委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(憲)委員 見直しの結果、拡大するといふことはあるんですね。

○渡辺国務大臣 具体的な見直しに際しましては、先ほど来繰り返し申し上げておりますように、行政減量・効率化会議のワーキングチームで御検討をいただきたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 結局、中小企業あるいは農林漁業に貸し出すものがふえていくんじやなくて縮小の方向だ、これは非常に問題があるというふうに私は思います。

私は、別に政府系金融機関が主役になれとかといつておられる話じゃないんです。借りた側が安心して借りられるような条件をどこが主役であろうがきちつとつくるべきである、そういう角度から

り返つてみても、不況のときになつて資金が余つて、貸出先について、当然大いに貸すべき時期に貸してくれるという姿勢になつていないと中小企業に対して貸し済り、貸しはがしが起こつてきただけですか。じゃぶじやぶあつても銀行の姿勢が貸し出すという姿勢になつていないというところに問題があつて、まさにそういうときに補完的な役割、政府系金融機関の役割というものが發揮されてきたわけです。したがつて、じゃぶじやぶあるからどんどん貸し出せるんだけという発想自体が現実をよく見ていないというものが發揮されてきたわけです。

○渡辺国務大臣 中小公庫の一般貸付等は長期運転資金などの中小企業公庫の一般貸付等を廃止する、こうなりますと、中小零細企業は借錢のことができなくなるのではないか、あるいは、条件が不利な非常に高い金利の民間銀行から

借りざるを得ない、そういうふうになるのではないかと思いますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 中小公庫の一般貸付という制度は、言つてみれば、高度成長時代の、民間の資金が不足をしていた時代の民間補完の制度であつたと考えます。つまり、一般貸付はいわゆる量的補助であったということです。したがつて、見直しの結果、業務を縮小していくがつて、見直しの結果、業務を縮小していくものも当然あり得るわけですが、あらかじめ特定の業務の縮小を前提としているわけではございません。

〔平井委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(憲)委員 見直しの結果、拡大するといふことはあるんですね。

○渡辺国務大臣 具体的な見直しに際しましては、先ほど来繰り返し申し上げておりますように、行政減量・効率化会議のワーキングチームで御検討をいただきたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 結局、中小企業あるいは農林漁業に貸し出すものがふえていくんじやなくて縮小の方向だ、これは非常に問題があるというふうに私は思います。

私は、別に政府系金融機関が主役になれとかといつておられる話じゃないんです。借りた側が安心して借りられるような条件をどこが主役であろうがきちつとつくるべきである、そういう角度から

いう人がいつまでも固定的に選任され続けると固定的に選任されることがないようにという規定の趣旨は、小泉前総理の時代から言っていますよ。に、固定的に事務次官だからトップになる、そろそろ言つておきたい。

○佐々木(憲)委員 そうすると、系統的に同じところに、例えばどこどこの事務次官が毎回、出ていつたらまたそこに送り込むというようなことはことを申し上げておきたい。

○佐々木(憲)委員 そうすると、系統的に同じところに、例えばどこどこの事務次官が毎回、出ていつたらまたそこに送り込むというようなことはことを申し上げておきたい。

○佐々木(憲)委員 そこで、お配りした資料を見ていただきたいんですけど、先ほども少し議論がありましたが、私、

うち総裁初め七人が天下りであります。農林漁業金融公庫は八人のうち総裁初め四人、中小企業金融公庫は十二人のうち六人、国際協力銀行は十二人のうち総裁初め五人、全体で四十二人の役員中二十二人が天下りであります。

私は、確かにこれは極めて異常な状態だというふうに思うんです。しかも、今言つたように、特定の公務の経歴を有する者が固定的に次々と天下っている。大臣、このような状況は新しい法律によつてどのように変わるんですか。

○渡辺国務大臣 まさにこのようないい事態を改革するために今回の法案を御提案申し上げているわけ

でございます。

○佐々木(憲)委員 今回の法案では、まず、「特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがない」という事態を改革するために今回の法案を御提案申し上げているわけ

でございます。

○佐々木(憲)委員 今回の法案では、まず、「特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがない」という事態を改革するために今回の法案を御提案申し上げているわけ

でございます。

また、それを担保するために、主務大臣の認可のみならず、閣議の口頭了解、これもあわせて必要しております。平の役員は主務大臣の認可プラス官房長官協議、代取については主務大臣認可プラス、常勤者については官房長官協議、会長、社長の選定についても、代取会長、社長については閣議口頭了解、こういうチエックをかけているわけでございますから、今までみたいに、次官だから、長官だから自動的にこのポストなんて、安倍内閣では考えられないことでございます。

○佐々木(憲)委員 六十一条を見ますと、代表取締役または代表取締役のうち経営責任を負うべき者の中には、選任の手続及び要件に関する事項ということです、これは、總裁、一番トップの部分ですね、対象になつてゐる。「特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること」というのは、一般的の役員じゃなくてトップだけじゃないんですか。

○渡辺国務大臣 役員全体についても天下りを禁止すべきではないかということをございますか。

先ほども申し上げましたように、役員の選任に

ついて認可をすることにしております。また、認可に当たつては、適切な人選であるということに

ついて政府のルールに基づいて内閣としてきちんとチェックをするということにしてあるわけでござります。官房長官の同意、閣議の口頭了解、こ

ういったチェックが同時にかかるわけでございますから、適材適所の人選が行われるということに

なるわけでございます。

また、新公庫においては、役員全体について公務員OBを二分の一以下にするという目標は当然

適用されてまいります。

○佐々木(憲)委員 二分の一は認めるということ

ですか。この六十一条は、代表取締役、つまり社

長ですよ、それだけの対象でしよう。何か全部が

それが、さつき私が出した表のすべてを入れかえる

ような大げさなことを言いましたけれども、社長

だけじゃないですか。

○渡辺国務大臣 今御指摘になつた規定は代取、

社長、だけでございますが、役員について、先ほどは閣議口頭了解、こういうチエックをかけているわけでございますから、今までみたいに固定的に、役所の幹部だから、長官だから自動的にこのポストなんて、安倍内閣では考えられないことでございます。

○佐々木(憲)委員 では、この六十一条の最初

に、代表取締役及び役員はと書き直してください。

いうことでございます。

○佐々木(憲)委員 いわゆる、この規定はトップだけの規定でございますが、先ほどから申し上げているよう

に、主務大臣の認可に当たつては、適切な人選で

あることについて役員全部について、政府の確立

されたルールに基づいて内閣としてきちんとチエックをすることです、こういう縛りをかけているわけであり

ます。したがつて、役員全員について官房長官の

同意が必要になるわけであります。

○佐々木(憲)委員 認可とか同意とかルールとか

言いますけれども、では、特定の公務の経歴を有

する者が固定的に選任されないということを明言

できますか。

○渡辺国務大臣 固定的に、役所の幹部だから天下りして、それぞれの機関の幹部だから天下りして、それぞれの機関の幹部になるというこ

とはございません。これはもう官民のいかんを問

わざ、必要と認められる識見、能力を有する人た

ちの中から適材適所で経営責任者を選任していく

ということがあります。

○佐々木(憲)委員 今の答弁は、もしそれが全部

適用されるということなら、法律上ちゃんと書いて

ください。法律上書いてあるのは社長しかないので

すからね。

問題なのは、こういう形でべたつと、いわば半

年間天下りが、しかも同じところに同じ部署か

らんどんどんどん行くような、そういうシステム

が運営されているところに問題があるわけです。そ

のところについては、認可すれば幾らでも同じこと

が繰り返されるじゃないですか。何の歯どめにも

ならないんですよ。

もう一つ、ちょっと角度を変えまして、では、

社長、だけでございますが、役員について、先ほど

は

い

う

と

い

う

で

い

う

と

い

う

で

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

うような観点で国民生活金融公庫が果たしてきた役割は非常に大きなものがあるわけあります。

今回、この法案において、日本政策金融公庫ということで株式会社になつて、その中で国金の機能を担つてやつていかれるわけでございますが、統合後の法人が、現在やつていらつしやる国金の融資と比較して、今やつていらつしやる機能を十分に得るのかどうか、まず初めにお伺いをいたしたいと思います。

○渡辺国務大臣 新公庫のもとで、それぞれの政策金融の必要最小限の機能は業務として残ります。今後の組織設計に当たつては、支店の統廃合や役職員の縮減などによつて経費の節減は図つてまいります。一方、利用者の利便性の維持向上が図られるようにきちんと対応してまいります。

第一に、支店に各専門分野に明るい担当者を適切に配置いたします。主要な支店においては、新公庫のすべての金融サービスに関するワンストップサービスも提供いたします。その際、相談に来られた方々が戸惑わないよう、わかりやすく案内するなどの工夫もいたします。

第二に、業務に関するノウハウを共有することによって、新規創業の支援や事業再生支援といった共通の課題についても連携した取り組みを行つてまいります。

したがつて、国民生活金融公庫がこれまで果たしてきた役割については、新公庫において十分対応できるものと考えております。

○谷口(隆)委員 一時、ベトナムからの要請があつて、庶民金融を教えてもらいたいということで、最近はどういう形になつておられるのかちょっとわかりませんが、ベトナムに国金の皆さんが行つておられたわけでございまして、やはりかなりそういうノウハウも持つていらつしやるわけございますし、融資を受けておられる方は、個人だとか中小零細企業の方だとか、さつき申し上げましたように民間企業でなかなか融資をしてくれないところで、最後に国金に頼るという方が多いのも事実でございます。

ですから、今回、貸付金残高の対GDP比率半減目標ということはあるわけであります。

としては、やはり今度辺大臣がおつしやつたように、十分配意をしてやついただきたい。財政基盤が非常に弱いものですから、最近は金融機関は、預貸でほとんど利益が出ませんから余り積極的に貸し金をやろうという姿勢がありません。

そんなことを考えますと、この国金、財政基盤について、今後をどのようにお考えなのか、もう一度御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○渡辺国務大臣 貸付残高をGDP比で半減するという目標は掲げております。これは新公庫には承継させますけれども、早い話が、商工中金それから日本政策投資銀行の完全民営化措置、それから公営企業金融公庫の廃止措置、これらは政策金融から切り出すことにしているわけでございます。

新公庫法においては、利用者を考えまして、資金調達支援を始めとして政策金融として必要な機能は引き続きしっかりと担つてまいります。具体的な貸し付けの規模は、必要な財政上の措置も含めて、毎年度の予算の国会議決の過程で御審議をいただきます。利用者のニーズを踏まえた必要な融資は実施してまいります。

○谷口(隆)委員 ゼひ細かい配慮をお願いいたしたいと思います。

次に、国際協力銀行の関係についてお伺いをいたしたいと思います。

最近は、もうはやりになつてしまりましたけれども、イスラム金融。私は今、日本・アラブ首長国連邦の友好議員連盟の事務局をやつておりますが、在京の中東各国の大使と協議をしても、従来からこの問題が出ておりまして、向こうに行つても、最近はドバイが非常に金融機能が高まつてしまつまして、今はバーレーンからドバイに移つてまいりまして、今はバーレーンからドバイにでてきております。

それで、一年以上前だと思いますが、きょうは篠沢総裁も来ていただきて、後からまた御答弁をお願いしますが、ぜひJBICでもそういう研究を möchtenたいといつて、JBICも一生懸命今までされてこられました。この一月に国際協力銀行の主催でイスラム金融のセミナーが行われまして、私が二日間ずっと出ましたが、予想を上回る、大変盛況がありました。

そのときに、マレーシアが今このイスラム金融の中心になつておるわけでありますが、マレーシア中央銀行のゼティ総裁という非常に有名な総裁がおつしやつたのは、イスラム金融は世界全体で五千億ドル、大体六十兆円程度ある、このようにおつしやつたわけあります。

また、マレーシアに本拠地を置きます国際監督機関、イスラム金融サービス委員会、IFSBBというのがありますが、この事務局長は、年一五%以上の勢いで市場規模を拡大しておるというよう言つておられたわけでございます。

そもそも、イスラム金融というのは、一体どういふものなのと、こういうことになるわけになりますが、イスラム金融というのは、コートランの教えに従つてイスラム法に基づく金融制度であります。利息は不労所得として禁じておるわけではありません。資金や労力を出し合つて一緒に働く協業を奨励するということで、銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共に事業に投資し、収益は分かち合う、こういうような制度であります。

それで、最近はイギリスも大変熱心にやっておりまして、ブレアさんその後、次の総理になられる大臣も、シティーをイスラム金融のゲートウエーにする、こういうように宣言をされて、我が国であれば、融資をしますと金利を取る、金利は損金

たらこれは税制上の対応はできませんから、配当とした場合にでも税制上の恩典を与えよう、こういうことで今英国は一生懸命やつておるわけあります。

そこで、先ほども申し上げましたように、JBIC主催で一月に行われたセミナー以降、日銀も大変関心を持つておりますし、JBIC、本当に頑張つて大変な方々を集めさせていただいたわけであります。いわばJBICがイスラム金融をこの日本の舞台に引っ張り出してきた、このように私は感じます。いわばJBICの働きぶりだけたところが、非常に存在感のある働きぶりだと思います。

金融をこの日本の舞台に引っ張り出してきた、このように私は感じます。いわばJBICの働きについて、どのようにお考えなのが、お伺いをいたしたいと思います。

○渡辺国務大臣 イスラム金融というのは、私もまだ勉強にして存じませんけれども、イスラム、コートランの教義に従つて、例えばお酒とか賭博とか豚には金を貸さない、養豚業ですね、そういうのがあります。この事務局長は、これは大いに研究してみる価値はあるなと思います。

JBICがいろいろな金融の知見に基づいてイスラム金融についても検討や情報提供を行つていただくことは、大変に意義のあることであると考えます。

○谷口(隆)委員 この四月末に安倍総理が訪米した後に中東各国を回られるということでございまして、その折に、百名を超えるデリゲーション、ステム金融についても検討や情報提供を行つていただくことは、大変に意義のあることであると考えます。

そのメンバーの中で、JBICの篠沢総裁も申かれているということになりますが、篠沢総裁に申し上げたいんですが、中東各国、特にUAEにおいてのときには、その財界の皆さんに、イスラム金融というものはこうのことなんだ、状況はこう

ナーをされたらどうかと思つておるわけでありますが、篠沢総裁、どうでしようか。

○篠沢政府参考人 この四月末から五月初めにかけましての安倍総理の中東訪問の際、経済界の多数の方々が同行、ミッションとしておいでになるということでございますので、私も参加をさせていただく予定にしているわけでございます。

その中では、恐らくイスラム金融の話もいろいろ話題に出ることと思います。何分スケジュールがタイトでございますので、今先生がおっしゃらうのは、やや自信がないのでございますが、いろいろな形でこの問題について話題に供し、意見交換をさせていただきようにしております。

○谷口(隆)委員 イスラム金融に関しまして、ちょっと別件でありますけれども、私は昨年末、十二月二十八日に総理に、私どもの党の代表と二人で官邸に参りまして提言をさせていただきました。

アジア・ゲートウェイ投資機構、これは仮称でありますけれども、こういったことを政府としてやつていくべきでないかということを申し上げました。アジア・ゲートウェイ構想の中で協議をして、今、アジア・ゲートウェイ構想の申しあげました。これが非常にふえてきた、こういうことであつたから始めました。そのため、外債権を有効に活用するということが非常に重要でございます。

このような状況があつて、今の金融の世界的な動きは一体どういう動きをしておるかといえ、我が国の資金が欧米にいわば未加工に流れておつて、それが、欧米で加工されたものがまたアジアに還流してくる、こういうような大きな資金の流

れがあるわけで、そういうよなことをやつた場合、一つは、日本に対するリターンが非常に少ないわけですね。リスクが少ない、ということは

利ざやが少ないということで、アジア・ゲートウェイ投資機構というところに民間中心にファンドを組んで、そこから直接アジアに資金を流して

いく、アジアのスタートアップ企業、成長企業、の再生機能を投資機関に入れていく、こういうことをしたらどうか、こういうことを言つたわけでございます。

アジアに貢献をし、アジアの活力を取り入れる。今、少子高齢化でありますけれども、リターンを上げてその財源にしていくということをしたらどうかということを申し上げたわけでございます。

一方で、きょうは財務省に来ていただきたいまして、アジア通貨危機。この通貨危機というのは、よくよくこの原因を分析すると、欧米の資金を現地、アジアに流したときに、短期で調達したもの長期間で運用しておる、また、ドルで融資したものを現地では現地通貨だ、こういう通貨と長期、短期という期間の二重のミスマッチの結果起つたと言わわれているわけですね。

その一つのきっかけは、一九九七年に起つたアジア通貨危機。この通貨危機では、従来から、アジア債券市場育成ということをやつておられるわけでございます。

その一つのきっかけは、一九九七年に起つたアジア通貨危機。この通貨危機では、従来から、アジア債券市場育成ということをやつておられるわけでございます。こうした教訓を生かすために、ASEANプラス3、ASEAN諸国と日中韓三カ国財務大臣会議の枠組みのもとで、私どもも、こうした形の資金調達が可能になるよう、アジア諸国の債券市場を育成するインシシアチブを進めてきておりま

す。こうした中で、JBIC、国際協力銀行も、アジア通貨建債券の発行でありますとか、アジアにあります日系企業が発行する債券の保証といった形で、これに大いに貢献しているところでございます。

アジア域内の豊富な資金をアジア域内に還流させ、域内の経済発展に必要な中長期の資金ニーズに充てるということは、アジアの各国の安定的な経済成長のために御指摘のとおり極めて重大なことであります。JBICの資金仲介機能がこのような面で貢献していくことを強く期待しております。

○谷口(隆)委員 まずは、私が申し上げた構想についてどう思うかということを述べていただきたいと思うんです、今財務省の立場で。

○玉木政府参考人 昨年の末、公明党におかれまして、アジア・ゲートウェイ構想の具体化に向けて、アジア・ゲートウェイ投資機構の創設あるいはアジア・ゲートウェイ拠点地域の形成に向けた重点的支援といった政策提言をいたいたことは承知しております。

現在、内閣官房で御提言を踏まえた検討が進められておりると承知しておりますが、財務省国際局

そういう中で、私は、今申し上げたアジアに日本の資金を直接流していくくという構想、このようない構想を総理にお渡ししておりますが、きょう財務省に来ていただいておりますので、財務省の立場で所感をお述べいただきたいと思います。

○谷口(隆)委員 本日は塙崎官房長官にちょっと本のプレゼンスをどう発揮するのか、アジアの中の日本のプレゼンスをどう発揮するのかといったことで日本のプレゼンスを大きく変化が生じてきているという中でJBICの占める存在感は大変大きなものがあると思うわけでございます。今回、四機関が統合されてスタートをするわけでございますが、これからもこのJBICの働きを私は大変期待するところでありますけれども、なかなか政府では行い得ないようなところを彼らがやつてくれているということをまず御理解いただきたいと思いますし、またそれを支えていかなきゃいかぬ、このように思うわけでございます。

それで次に、これもJBICの関係ですけれども、環境関係なんです、環境対策といいますか、日本の温室効果ガス削減目標達成に対するJBICの対応ぶり。

京都議定書に基づいてこの達成に各國が今大変な努力をしておるわけでありますけれども、開発途上国であるとか体制移行国で行われる温暖化ガス排出削減プロジェクトから生じる排出権を購入することを一つの目的としまして、民間企業を中心でございますけれども、民間企業とともにJBICも、日本政策投資銀行も入っておりますが、一つは日本温暖化ガス削減基金、JGRFというのをつくりました。もう一つは日本カーボンファイナンス、JCF、この二つをつくって、大体出資額が一億四千万ドルだと聞いておりますが、このうちJBICが一千万ドルを出資しているということでございます。

実は、これを実質的に動かしておるのはJBICで、共通貨の問題だとか、アジア開発銀行を通じていろいろなことをやつておられます。

引を非常に頑張っている。このような基金によつて、買い取り支援だけではなくて、排出権を創出するプロジェクトに対する直接融資などを行つて、総合的な支援を行つてゐる。

排出権について、世界全体で大体二十億から三十億トン程度と言つておるわけですが、日本の省エネ技術によつて排出削減が二億から三億トン程度になる、このようなことを言つておるわけがありますが、これらは将来、排出権獲得に向け影響力を發揮し得るわけあります。

このようなJBICの活躍の結果、我が国企業に排出権の供給を図るということに対して、今JBIC、国際協力銀行が大変頑張つておるということです。これは民間金融機関ではでき得ることではありません。

それでお尋ねをいたしたいわけありますが、このような大きな排出権取引の絵をかいて頑張つておるJBICに対してもどのようにお考えのか、お伺いいたしたいと思います。

○林副大臣 委員が御指摘になりましたように、ファンドをつくる、また、そのファンドから排出権獲得事業について直接融資をするという組み合わせをしたり、今までに委員が御指摘になりましたような途上国ですとか体制移行のところはカントリーリスクというものがございますので、非常にJBICが、めぐりめぐつて我が国の排出権の獲得に資する案件を支援してきた、大変重要な役割を果たしていただいているというふうに承知をしております。

新公庫が、発足後におきましても、今回の政策金融改革において新公庫の国際部門が担うこととされた機能的確に果たしていくことにより我が国企業の国際競争力の向上に寄与するということは大変意義深いものと考えておるところでございます。

○谷口(隆)委員 排出権の取引の日本の市場をつくるということで今頑張つていただいているようですが、JBIC総裁、今どのような状況になつておるか、御報告いただきたいと思います。

況になつておるか、御報告いただきたいと思います。

○篠沢政府参考人 この排出権問題につきましては、ただいま先生からお話をあり、また林副大臣からお話をございましたような形で、当行、それなりに今尽力をしているところでございますが、これまでの経験でありますとかあるいは海外ネットワークを通じて得られる情報を活用しながら、本邦企業などが容易に、かつ円滑に海外から排出権を獲得できる枠組みづくりということにつきまして、外部専門家あるいは民間企業を交えた研究会の場で検討、協議を行つております。般、研究会の成果を公表したところでございま

す。

排出権の円滑な管理のための信託機能活用研究会というのでございますが、一応この研究会成果の公表までいたわけですが、今後も、海外からの円滑な排出権獲得や排出権取引に係る情報提供のための枠組みの構築に向けて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

この排出権問題につきましては、民間企業も独自のいろいろな工夫をしておられますし、いろいろな努力が相まって、できるだけ我が国としての排出権取得の盛況につながるようにというふうに考えて努力をしてまいりたいと思っております。

○谷口(隆)委員 我が国の省エネ技術を世界的に広く使っていただきたいと思うわけですが、次に、バイオエタノール、小泉総理のときにブレジルに行かれて大変前進したわけであります。我が国では、新バイオマス・ニッポン総合戦略二〇〇六年の三月に閣議決定したものであります。E3が、これに基づいて、今バイオエタノールの安定化とともに精力的に取り組んでおるわけでございます。ガソリンの中に3%程度入れようというE3だと、E10だと、今やっておられるわけであります。

このように政府と一緒に果たしていくのに、民間金融機関ではなかなか果たし得ないわけがありますが、これも国際協力銀行、JBICは大変いろいろなところで成果を上げております。このようなことについても見解をお伺いいたしました。ますが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○林副大臣 委員御指摘になりましたように、バイオマス・ニッポン総合戦略というのが十八年の三月に閣議決定をされて、その導入の促進を頑張つてやつていろいろなことになつておるわけがございますけれども、我々といたしましては、新公庫が発足後におきまして、新しくこの新公庫の国際部門が担うこととされた機能を的確に果たしていくという観点で、JBICが、今先生が御指摘になりましたバイオマスエネルギー導入に向けた取り組みを進めていくということは、これも大変意義がある、こういうふうに考えておるところでございます。

○谷口(隆)委員 今申し上げましたように、エネルギーの関係であるとか環境の対策であるとか、いろいろなところでJBICの国際的なネットワークを利用した働きがあるということを私たちはよく考えなければならぬと思います。今回、四機関が統合するわけでありますけれども、その働きを阻害するようなことがあつてはならない。私たちは、先ほど申し上げましたように、世界の中の日本のプレゼンスをどう發揮していくのかといった観点でも、その先兵としてJBICが頑張つておるわけでありますので、そのあたりのことを十分念頭に入れてやつていただきたいということを申し上げまして、終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○河本委員長 次回は、来る二十四日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会するごととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会